



うるおいある豊かな環境にまつまられるまち まつさか

第二次松阪市 環境基本計画

2018-2027

2018年2月
松阪市



はじめに



私たちのまち「松阪」は、三重県のほぼ中央に位置しており、東は伊勢湾、西は高見山の奈良県境まで広がっています。山・川・海の豊かな自然環境と、これらに育まれた歴史文化遺産は私たちの暮らしに大きく関わり、恵みをもたらしてきました。今後も、この貴重な財産を子や孫の世代に引き継いでいかなければなりません。

松阪市環境基本条例第 9 条に基づき策定された松阪市環境基本計画は、2017（平成 29）年度をもって第一次となる計画期間が終了となります。第一次計画策定以降には、東日本大震災やそれに伴う原子力発電所の事故が発生し、社会環境が大きく変化しました。それに伴い市民意識や再生可能エネルギー技術の進展など環境面も大きく変化しています。また、温室効果ガス排出削減の枠組みであるパリ協定の発効など、環境に関する国際的な動きもめまぐるしく変化しています。このような現状を踏まえ、近年の環境に関する社会の変化などに対応しつつ、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ今後 10 年間の長期に渡り計画的に推進するため、実効性のある計画として第二次松阪市環境基本計画を策定しました。

今後は、この計画に掲げためざすべき環境像の実現をめざし、環境目標の達成に向け、市民・市民団体・事業者のみなさまと協働し、環境施策の実施に取り組んでいきたいと考えております。市民のみなさまにおかれましても、環境に関することを「自分のこと」として捉え、できることから取組をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの時間を費やして策定に携わっていただきました松阪市環境基本計画策定委員会の委員をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民のみなさま、環境審議会など関係者のみなさま方に心から御礼申し上げます。

2018 年 2 月

松阪市長 竹 上 真 人

目次

はじめに

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画の背景と目的	2
1.2 計画の位置づけ	3
1.3 計画の期間	4
1.4 計画の対象地域	4
1.5 対象とする環境の範囲	4
第2章 松阪市の環境の現状と課題	5
2.1 市の概要	6
2.2 【自然共生】分野の現状と課題	9
2.3 【安全安心・快適】分野の現状と課題	12
2.4 【資源循環】分野の現状と課題	16
2.5 【低炭素】分野の現状と課題	18
2.6 【地域・人づくり】分野の現状と課題	20
2.7 環境に関する市民意識	21
2.8 第一次計画の成果と課題	22
第3章 計画のめざすもの	27
3.1 めざすべき環境像	28
3.2 分野別ビジョンと基本方針	29
3.3 第二次計画で大切にしたい視点「自分のこと化」	31
3.4 環境目標	32
3.5 施策体系図	33
第4章 施策の展開	35
4.1 人も生き物もおいしく感じる水を守っていくまち	36
4.2 多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち	41
4.3 安全で快適かつ、暮らしの中で松阪らしさが感じられるまち	46
4.4 ムダなく資源が循環し、モノを大切に作る心を育むまち	53
4.5 低炭素社会の実現に向けて環境にやさしい生活ができるまち	58
4.6 20年・30年先の松阪の環境を考え、みんなで協力して行動できるまち...	63

第5章 計画の推進	69
5.1 計画の推進体制.....	70
5.2 進行管理の方法.....	71
第6章 環境にやさしい行動指針	73
6.1 指針策定の位置づけ.....	74
6.2 指針の構成.....	75
6.3 指針の推進.....	75
6.4 市民・市民団体・事業者の行動指針.....	76
6.5 市の行動指針.....	79
資料編	81
資.1 松阪市環境基本条例.....	82
資.2 松阪市環境審議会.....	89
資.3 松阪市環境基本計画策定委員会.....	91
資.4 第二次計画の策定経過.....	93
資.5 第二次計画（案）に対する市民意見.....	94

コラム目次

コラム① 国の第五次環境基本計画（中間取りまとめ）.....	26
コラム② 持続可能な開発目標（SDGs）.....	34
コラム③ 森林の公益的機能.....	38
コラム④ 特定外来生物.....	43
コラム⑤ 松阪市みんなでまちをきれいにする条例.....	52
コラム⑥ 食品ロス.....	57
コラム⑦ COOL CHOICE.....	60
コラム⑧ バイオマス活用 of 取組.....	62
コラム⑨ 持続可能な開発のための教育（ESD）.....	65
コラム⑩ 松阪市環境パートナーシップ会議.....	67
コラム⑪ 地球温暖化の影響への適応策.....	68

第1章

計画の基本的事項

この章では、計画の背景と目的、位置づけ、期間などの基本的事項をとりまとめています。また、計画の対象地域や対象とする環境の範囲を示しています。

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画の背景と目的

松阪市では、旧松阪市において2004（H16）年8月に松阪市環境基本条例（以下、「条例」という。）を制定しました。その後、2005（H17）年1月に旧松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の1市4町が合併し、新松阪市が誕生したことに伴って、それぞれの市町の環境条例の趣旨を踏まえ、一部修正を加えて新松阪市の条例として制定しました。

条例では、「うるおいある豊かな環境の保全と創造」に向けて、7つの基本方針を示すとともに、市民・市民団体・事業者・行政の役割を明確にしています。また、条例第9条にもとづき、2007（H19）年3月に「松阪市環境基本計画（以下、「第一次計画」という。）」を策定し、2012（H24）年3月には、環境や社会情勢の変化、2010（H22）年度に策定された「松阪市総合計画（以下、「総合計画」という。）」との整合性の観点から、中間見直しを行いました。

松阪市環境基本条例の基本方針

- (1) 健全な水循環の回復及び維持
- (2) 多様な生態系並びに自然環境の保全及び回復と動植物の保護
- (3) 都市生活型公害及び産業公害の防止及び予防
- (4) 快適環境の創造
- (5) 循環型地域社会の構築
- (6) 地球環境の保全
- (7) 環境教育及び環境学習の充実

（松阪市環境基本条例より）

第一次計画では、めざすべき環境像を「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」とし、具体的なまちの姿としての環境ビジョン、地域別の基本的方向や基本方針・環境目標・施策の設定がされており、市はもとより市民・市民団体・事業者や各主体との連携・協働により、めざすべき環境像の実現に取り組んできました。

この間、国では「第四次環境基本計画」や「地球温暖化対策計画」、「第三次循環型社会¹形成推進基本計画」、「生物多様性²国家戦略 2012-2020」など、さまざまな環境に関する計画が策定されており、2017（H29）年度には「第五次環境基本計画」の取りまとめが行われています。松阪市においても、2016（H28）年度を初年度とする新たな総合計画を策定するなど、環境をはじめとするさまざまな取組が新たなステージを迎えています。

こうした中、第一次計画の計画期間が2017（H29）年度で終了することを受け、第一次計画の評価を行うとともに、松阪市の環境に関する基本方針、国内外の環境や社会情勢の変化などを十分に踏まえ、新たに「第二次松阪市環境基本計画（以下、「第二次計画」という。）」を策定することとします。

¹ 自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑え、環境への負荷を減らす社会。

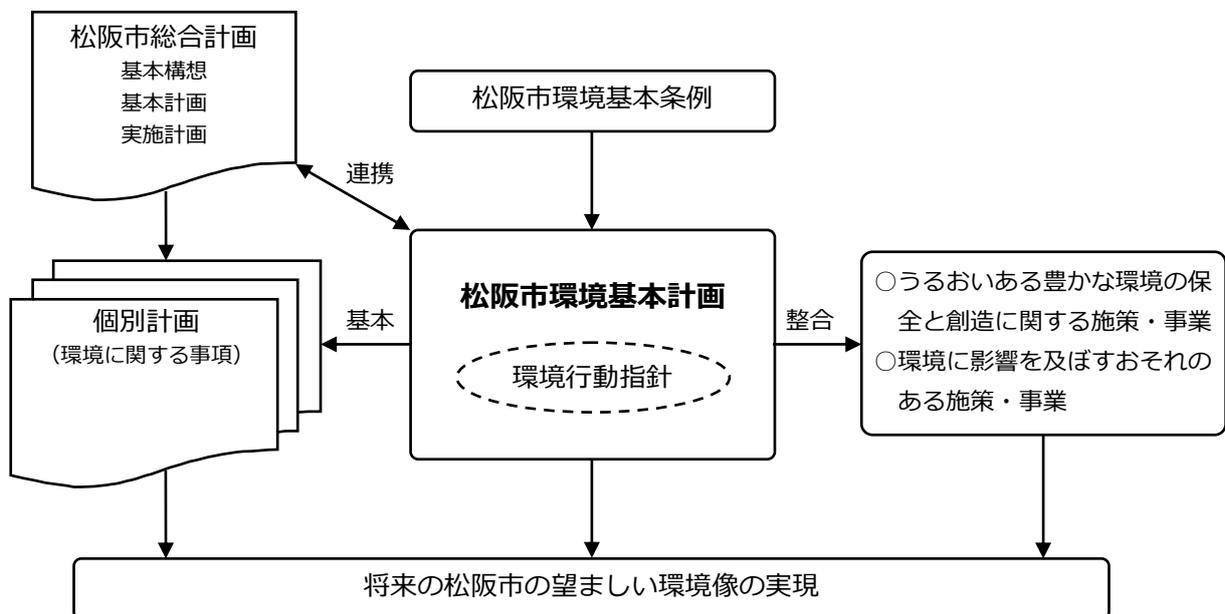
² 生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

1.2 計画の位置づけ

「松阪市環境基本計画」は、条例第9条の規定にもとづき、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容、環境への配慮の指針（環境行動指針）を定め、市の環境施策のめざしていく方向と基本的な目標を示し、市民・市民団体・事業者・行政が協働して取組を進めるための指針となるものです。

「松阪市環境基本計画」は、まちづくりの基本となる総合計画の基本構想に即して定めるとされており、総合計画と連携して、環境施策を計画的に進めるものです。

市が策定する個別計画で環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策・事業や環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業は、この計画との整合が必要です。



■計画の位置づけ

1.3 計画の期間

第二次計画は、2018（H30）年度を初年度とし、2027（H39）年度を目標年度とします。なお、本市を取り巻く環境や社会の状況を踏まえ、総合計画との整合性にも配慮し、概ね5年後を目途に見直しを検討していきます。

計画の期間：2018（H30）年度～2027（H39）年度

1.4 計画の対象地域

松阪市全域（623.58km²）を対象地域とします。

また、市域外におよぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、大気、水をはじめ地球環境に関わる問題など、広域的な取組を必要とする施策については、国、三重県およびほかの地方公共団体などと連携して取り組みます。

1.5 対象とする環境の範囲

第二次計画では、環境行政の究極目標である『持続可能な社会』を構成する「自然共生」「安全安心・快適」「資源循環」「低炭素」と、こうした社会を実現するための「地域・人づくり」の5つの環境分野に含まれる以下のような環境の要素を対象の範囲とします。

■対象とする環境の範囲

環境の範囲	環境の主な要素
自然共生	水循環（森林・川・海）、多様な動植物
安全安心・快適	典型7公害 ³ 、都市生活型公害、歴史文化遺産、景観、公園・緑地、公共空間のバリアフリー
資源循環	ごみ、3R ⁴
低炭素	省エネルギー・新エネルギー、地球温暖化
地域・人づくり	環境教育・環境学習、協働の仕組

³ 環境基本法で公害と定義されている大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7種類。

⁴ Reduce：リデュース（発生抑制）、Reuse：リユース（再使用）、Recycle：リサイクル（再生利用）の3つのRの総称。

第2章 松阪市の環境の現状と課題

この章では、市の概要をはじめ、分野別の環境の現状と課題や市民の環境に対する意識をとりまとめています。また、第一次計画にもとづく施策・環境目標の進捗状況を整理しています。

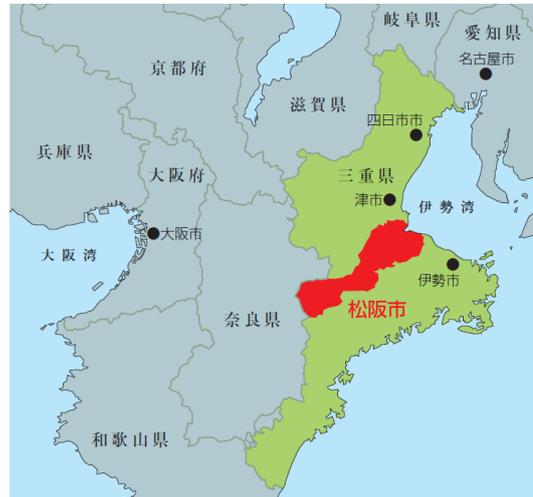
第2章 松阪市の環境の現状と課題

2.1 市の概要

(1) 位置・地勢

松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は台高山脈の白倉山、迷岳を境に多気郡に、北は雲出川を隔てて津市に接しています。地形は、西部一帯は台高山脈、高見山地および紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地となっており、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れています。

市域は、東西方向に約 50km、南北方向に約 37km と東西に細長く伸び、623.58km² の面積を有しています。森林の占める比率が高いのが特徴であり、森林面積は県内で最も広い面積を有しています。

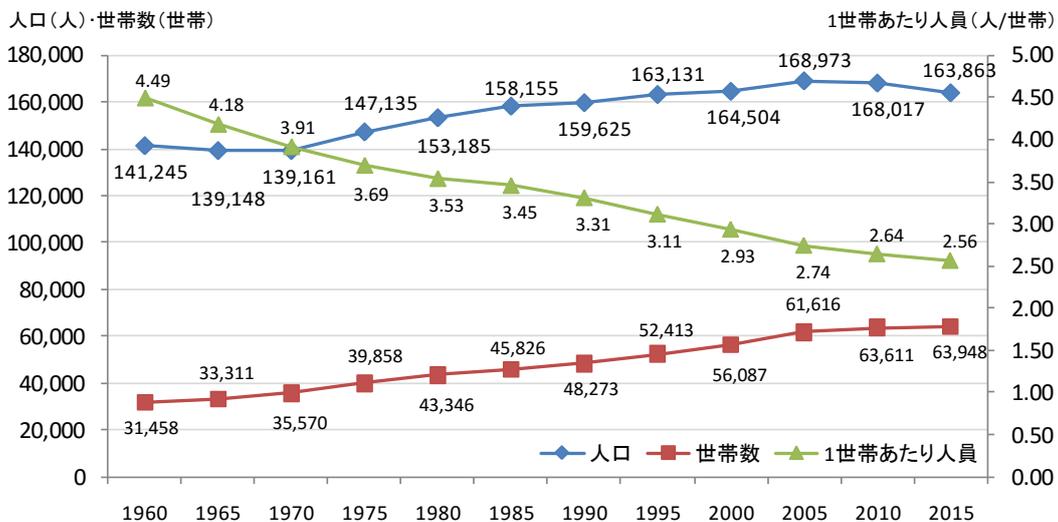


■ 松阪市の位置

資料：松阪市総合計画（平成 29 年 2 月 松阪市）

(2) 人口・世帯数

2015（H27）年の人口は 163,863 人、世帯数は 63,948 世帯です。人口は 2005（H17）年にピーク（168,973 人）を迎え、その後減っています。世帯数は人口のピークである 2005（H17）年までは一定の割合で増え続けており、2010（H22）年以降も緩やかではありますが増え続けています。今後も核家族化の進行や単身世帯が増えることが予想され、世帯の構成人数が減っていくと考えられています。

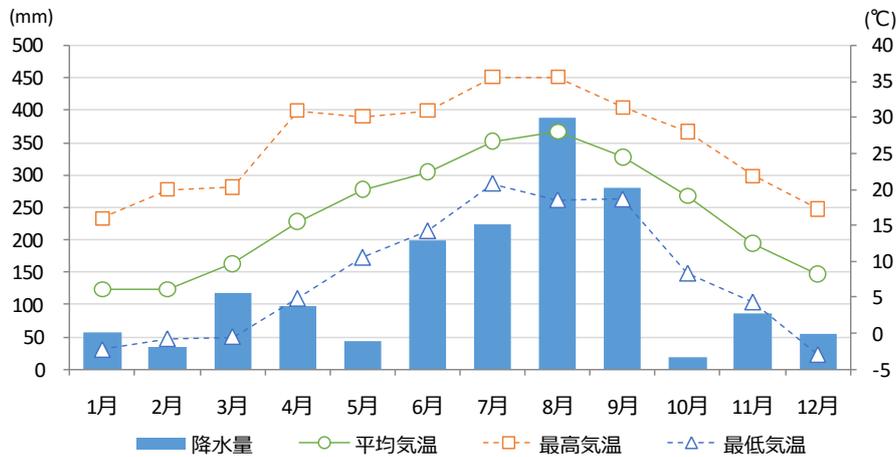


■ 松阪市の人口・世帯数の推移

資料：平成 28 年度松阪市統計要覧、国勢調査

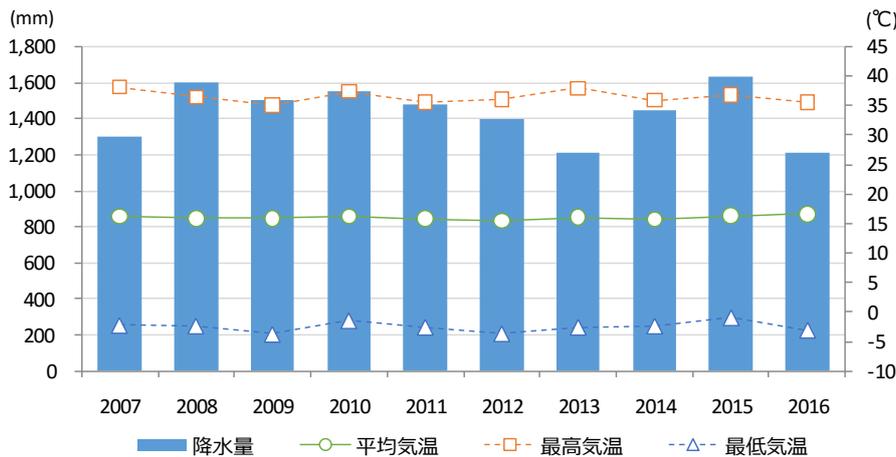
(3) 気象

松阪市の気候は、夏季に雨が多く、冬季に晴天が続く東海型気候区に属し、全般的に温暖であるのが特徴です。過去10年間の平均気温は16.0℃であり、最高気温は2007(H19)年に38.1℃、最低気温は2009(H21)年にマイナス3.7℃を記録しています。



■月別平均・最高・最低気温および降水量の推移 2016 (H28) 年

資料：平成28年度松阪市統計要覧

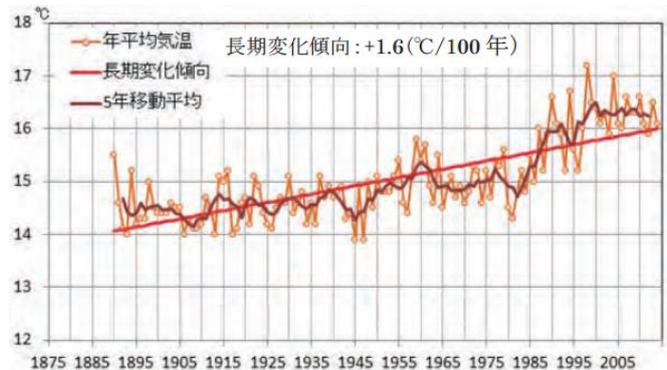


■年間平均・最高・最低気温および降水量の推移 (2007 (H19) 年～2016 (H28) 年)

資料：平成28年度松阪市統計要覧

また、津地方気象台の年平均気温の経年変化をみると、長期的には100年当たり約1.6℃(世界平均：約0.72℃、日本平均：約1.15℃)の割合で上昇しています。

真夏日と熱帯夜の日数は増えている傾向がみられ、特に熱帯夜日数は1980年代以降に急増しています。一方、冬日の日数は減っている傾向がみられます。



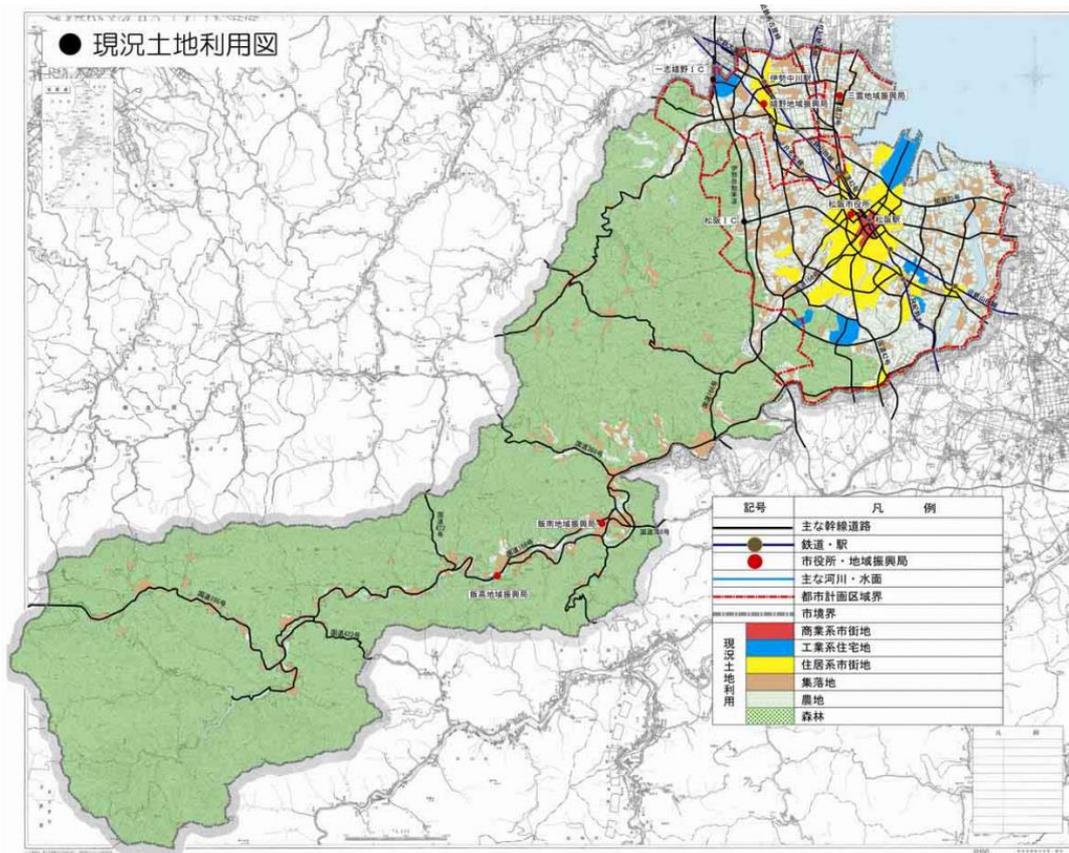
■津地方気象台の年平均気温の経年変化

資料：気候変化レポート2015 (H28.3 東京管区気象台)

(4) 土地利用

松阪市の土地利用は、東部の平野、中央部の丘陵地、西部の中山間地域といった地形条件のもとに形成され、市域の大半は農地、森林などの自然的土地利用が占め、都市的土地利用は東部の平野に集中しています。

東部の平野では、松阪駅、伊勢中川駅を中心に商業系の土地利用がなされており、その周囲を取り囲む形で住宅系の土地利用がなされています。平野部から中央部の丘陵地では、古くからの街道沿いに集積した集落地が散在し、これらの周囲を農地が取り巻く状況となっています。近畿自動車道（伊勢線）以西は、森林の土地利用が大半を占め、国道・県道などの幹線道路沿いに集落や農地が立地しています。



■ 現況土地利用図

資料：松阪市都市計画マスタープラン（H20.3 松阪市）

(5) 産業構造

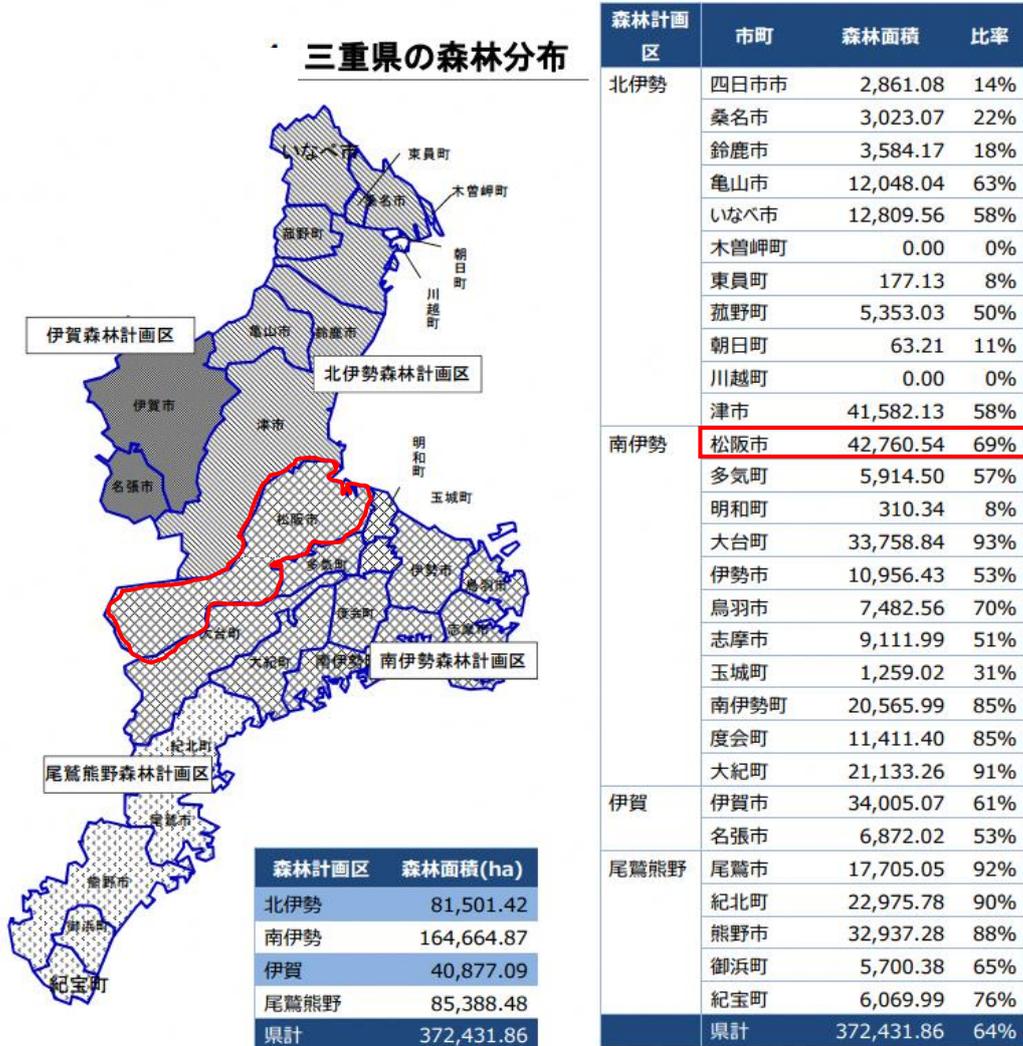
2009（H21）年および2014（H26）年の経済センサス基礎調査の結果によると、松阪市内の事業所数は400事業所以上減っており、最も事業所数の多い「卸売業、小売業」のほか、比較的エネルギー消費の多い「製造業」や「建設業」で事業所数が減っています。その一方で、「医療、福祉」や「教育、学習支援業」で事業所数が増えるなど、産業構造のサービス化が進んでいます。

2.2 【自然共生】分野の現状と課題

(1) 森林

松阪市の森林面積は、42,760.54ha（森林比率は 69%）と県内で最も広がっています。このうち、人工林率は 74%であり、スギやヒノキなどの針葉樹がそのほとんどを占めています。残りの天然林は、シイ、カシ、ナラ類などの広葉樹がその多くを占めています。こうした豊かな森林環境は、水源のかん養⁵や生物多様性の保全、土砂災害の防止などの多様な公益的機能を有しており、適正な維持管理が必要です。

三重県では、「三重の森林づくり基本計画」の中で、森林づくりへの県民参画を進め、県民・NPO、そして企業などの多様な主体による森林づくり活動を進めることとし、県が企業と森林所有者などとのマッチングを行い、企業による森林づくりを進めています。松阪市内では、5 社が森林づくり活動を展開しています。



■ 三重県の森林分布

資料：三重県の森林・林業パンフレット（H27.12 三重県）

⁵ 森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

(2) 河川・海域

松阪市には、1級河川である雲出川と櫛田川をはじめ、三渡川や阪内川、金剛川などの多くの河川が流れており、いずれも伊勢湾に注ぎ込んでいます。こうした川と海の合流点である河口域に形成された広大な干潟には、多様な生物が生息し、豊かな生態系を見出すことができます。

また、海域には松ヶ崎と獵師の2つの漁港があり、青さのりや黒のりの養殖、あさりなどの採貝をはじめ、伊勢湾の海の幸が数多く水揚げされています。

このように、市域の約7割を占める豊かな森林から供給された水が、一級河川である雲出川・櫛田川、市街地を流れる阪内川をはじめとする大小多数の河川に流れ、人々の暮らしを支えるとともに、海域にいたっては、多くの動植物の生息・生育環境となっているなど、市内には水循環が行われる環境が整っています。

■主な1級・2級河川の現況

河川種別	水系番号	水系	河川番号	河川名	河川延長(m)	河川種別	水系番号	水系	河川番号	河川名	河川延長(m)	
1級河川	2	雲出川	1	雲出川	54,583	1級河川	5	櫛田川	45	地添川	1,500	
			3	中村川	25,392				46	福本川	2,000	
			5	駒返川	2,200				47	湯谷川	2,000	
			6	大谷川	2,500				48	小屋川	1,500	
			8	岩倉川	5,000				49	蓮川	13,800	
			9	飯福田川	4,820				59	一本山谷川	1,000	
			10	柚原川	5,640				60	岩谷川	1,000	
			35	立川川	6,685				61	細野谷川	1,000	
			36	城古谷川	600				62	月出川	1,300	
		5	櫛田川	1	櫛田川	84,706				64	太良木川	1,000
	2			祓川	14,000				66	木梶川	2,000	
	5			孫川	5,200	14	碧川	1	碧川	1,909		
	6			六呂木川	3,600	15	三渡川	1	三渡川	7,621		
	14			谷川	2,100			2	百々川	4,400		
	15			蔵谷川	800			3	中川	1,070		
	16			深野川	2,500			4	堀坂川	6,500		
	21			仁柿川	5,650			5	岩内川	1,500		
	30			大谷川	500	16	阪内川	1	阪内川	18,525		
	31			畑井川	1,000			2	矢津川	3,785		
	32			相津川	2,000			3	ツヅラ又川	1,045		
	35			西谷川	1,800	17	金剛川	1	金剛川	9,875		
	36			波留川	1,000			2	愛宕川	4,823		
	37			栃川	2,000			3	勢々川	1,600		
	38			虻野谷川	1,000			4	名古須川	4,000		
	39			一之瀬川	2,000			5	真盛川	2,460		
	40			深谷川	1,500			6	山下川	500		
	41			東出谷川	1,000			18	中川	1	中川	1,690
42	庄司川	2,750										
			44	奥山川	2,000							

資料：平成27年度 松阪市環境調査報告書

(3) 動植物

市域西部に位置する高見山、国見山などの台高山脈付近には、国特別天然記念物のカモシカや県天然記念物のオオダイガハラサンショウウオをはじめ、多くの動植物が生息・生育しています。また、雲出川や櫛田川河口の干潟では、マガモやヒドリガモなどの渡り鳥や数多くの水鳥をみることができ、ハクセンシオマネキなどのカニ類も生息しています。身近なところでも、祓川のタナゴ類、中村川のネコギギ、阿射加神社や水屋神社境内に生息するムササビなど、貴重な生き物が生息しています。

そのほか、大石町の不動院ムカデラン群落やムシトリスミレ群落、櫛田川河口中洲や碧川堤のハマボウ群落、勢津のフウラン群落など、特色ある植物群落がみられます。

一方、近年では、鳥獣による農作物への被害が深刻化しています。さらに、市域ではオオキンケイギクやオオクチバスといった特定外来生物の生息・生育が確認されています。



■ 三重県指定希少野生動植物種（左から、ハクセンシオマネキ、ムシトリスミレ、アゼオトギリ）

資料：三重県 HP

【主な課題】

- 林業従事者の高齢化や担い手不足、木材価格の長期低迷による採算性の悪化などにより、適正な森林管理が難しい状況にあり、森林の持つ水源かん養機能などの喪失が危惧されます。
- 治水の安全性を確保しつつ、地域の自然的、社会的、歴史的環境に調和した川づくりが必要です。また、良好な水辺環境の創出に向けて、河川・海岸清掃の活動の輪を広げ、市民・市民団体・事業者・行政が一体となって活動を継続していくことで、健全な水循環を確保していく必要があります。
- 近年では、農山村地域を中心に鳥獣による農作物への被害が拡大しており、深刻な課題となっています。特に中山間地域において、農業従事者の高齢化や担い手不足もあり、耕作放棄地が拡大しています。
- 市域でのオオキンケイギクやアレチウリなどの特定外来生物の生息・生育が確認されています。

2.3 【安全安心・快適】分野の現状と課題

(1) 大気・水環境

大気環境では、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（OX）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の6物質について、松阪市立第五小学校（松阪市久保町276）で継続的に観測が行われています。

大気汚染物質6物質に加え、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの有害大気汚染物質4物質についても調査されており、概ね環境基準を満たしています。ただし、光化学オキシダントについては、近年ではいずれの年も環境基準を満たしていません。

■大気汚染および有害大気汚染物質の環境基準適合状況（松阪市立第五小学校）

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
大気汚染	二酸化硫黄	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	一酸化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	浮遊粒子状物質	○	○	○	○	▲	○	○	○	○
	二酸化窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	光化学オキシダント	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	微小粒子状物質	-	-	-	-	-	▲	▲	○	○
有害大気汚染物質	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	-	○	○

資料：平成27年度大気環境測定結果（三重県）

水環境では、河川および海域の主要な地点で水質調査が行われており、海域では、津・松阪地先海域で環境基準を満たしていない年がありましたが、近年ではいずれも満たしています。また、河川については、環境基準を満たしているものの、三重県の環境基準点の河川の汚れが目立つワースト5に、市内の金剛川（上流）が2010(H22年)以降毎年入っています。

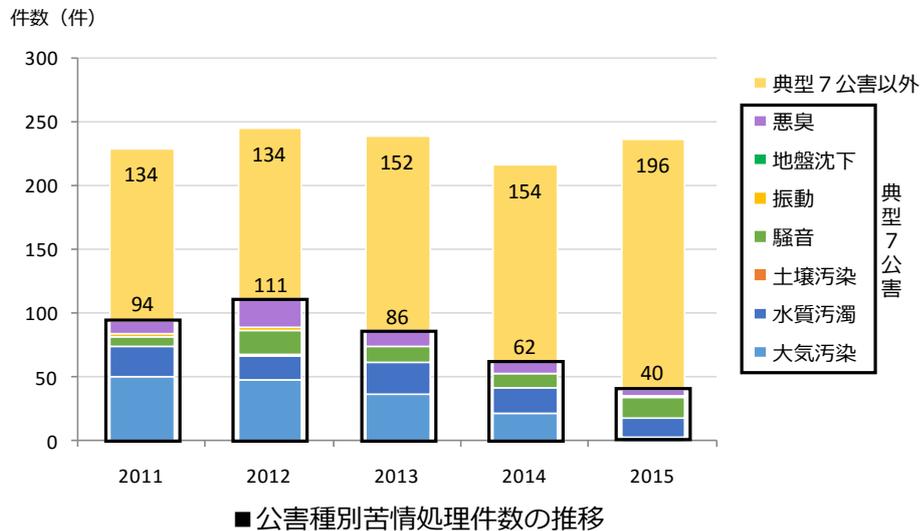
■河川および海域の環境基準適合状況（BOD、COD）

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
河川BOD	櫛田川（上流）：AA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	櫛田川（下流）：A	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	阪内川（上流）：A	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	阪内川（下流）：B	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	金剛川（上流）：D	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海域COD	津・松阪地先海域ST-1	▲	▲	▲	○	▲	○	○	○	○
	津・松阪地先海域ST-2	○	▲	▲	○	▲	○	○	○	○
	津・松阪地先海域ST-3	○	▲	○	○	▲	○	○	○	○

資料：平成27年度公共用水域及び地下水の水質調査結果（三重県）

(2) 公害種別苦情処理件数

年間の公害種別苦情処理件数の推移をみると、近年では毎年 230 件程度を処理しています。典型 7 公害に関する苦情は減っている一方、暮らしに身近な苦情（草木など）が増えています。

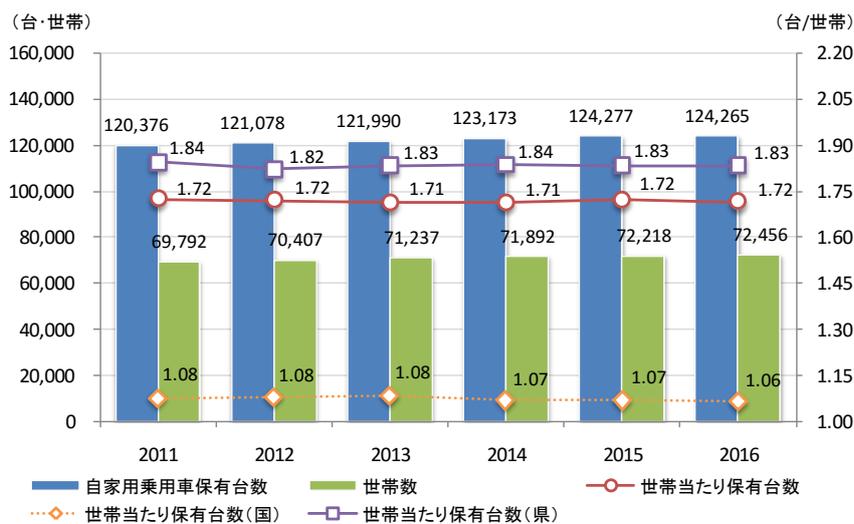


資料：平成 28 年度版松阪市統計要覧

(3) 交通

松阪市では、市域北東部を運行する鉄道をはじめ、幹線バス、地域間バス（松阪市運営）、コミュニティ交通（松阪市運営）などの公共交通があります。

また、自家用乗用車の保有台数の推移をみると、保有台数および世帯当たり保有台数はほぼ横ばいとなっていますが、世帯当たり保有台数は 2016（H28）年で 1.72 台/世帯であり、県（1.83 台/世帯）よりは低いものの、国（1.06 台/世帯）と比較すると高い水準にあります。



■ 自家用乗用車の世帯当たり保有台数の推移

資料：松阪市統計ダイジェスト⁶、三重県統計書、(一社)自動車検査登録情報協会 HP

⁶ 2011 年は住民基本台帳及び外国人登録原票の合計、2012～2016 年は住民基本台帳の登録数。

(4) 自然・歴史文化遺産

松阪市には多くの指定文化財があり、本居宣長旧宅、松坂城跡（本庁管内）など市街地にあるものから、月出の中央構造線（飯高管内）、粥見井尻遺跡（飯南管内）、天白遺跡・中村川ネコギギ生息地（嬉野管内）、月本追分（三雲管内）など、市域全体に広く分布しています。



■ネコギギと中村川ネコギギ生息地

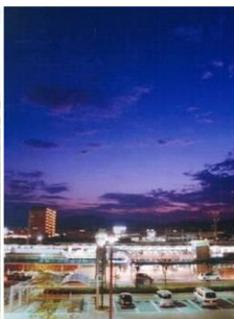
資料：松阪市 HP

(5) 景観

松阪市では、市内に点在する豊かな景観資源を市民共通の資産であると認識し、「誇りと美しさの継承と再生」の理念のもと、みんなでいっしょに歩む景観まちづくりをめざし、「松阪市景観計画」を策定しています。松阪市の良好な景観は、大きく「自然的景観」「歴史文化的景観」「都市的景観」に分類することができ、山・川・海といった多様な自然環境と人々の暮らしが交わり、地域によって特色のある松阪らしい景観を形成しています。



旧松坂御城番長屋
(通称:御城番屋敷)



中川駅の夜景



市場庄のまち並み



深野の棚田



高見山の樹氷

■松阪らしい景観

資料：松阪市景観計画

(6) 公園・緑地

松阪市では、424箇所の都市公園が整備されています。松阪公園（松坂城跡：総合公園）、カネボウ跡公園（鈴の森公園：地区公園）、宝塚古墳公園（特殊公園）といった特徴的な公園もあり、多くの人々に利用されています。

市民1人当たりの都市公園面積は、2016（H28）年度末で 9.74m²/人となっており、全国平均 10.3m²/人、三重県平均 10.2m²/人と比較すると狭くなっています。



■市内の主な都市公園（左から、松阪公園、カネボウ跡公園、宝塚古墳公園）

資料：松阪市HP

【主な課題】

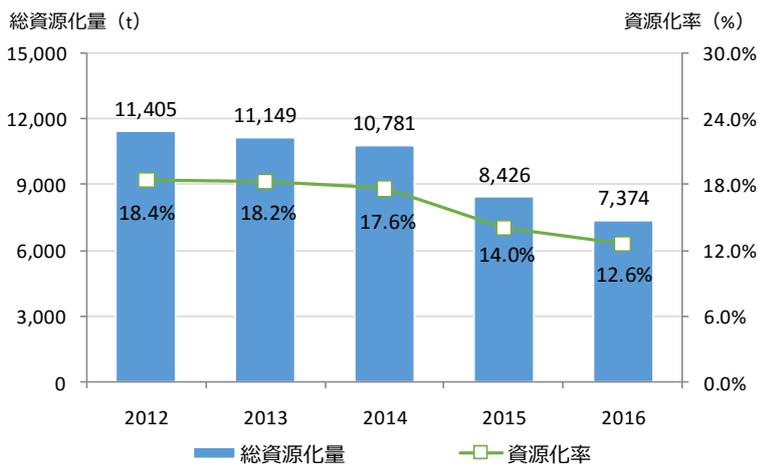
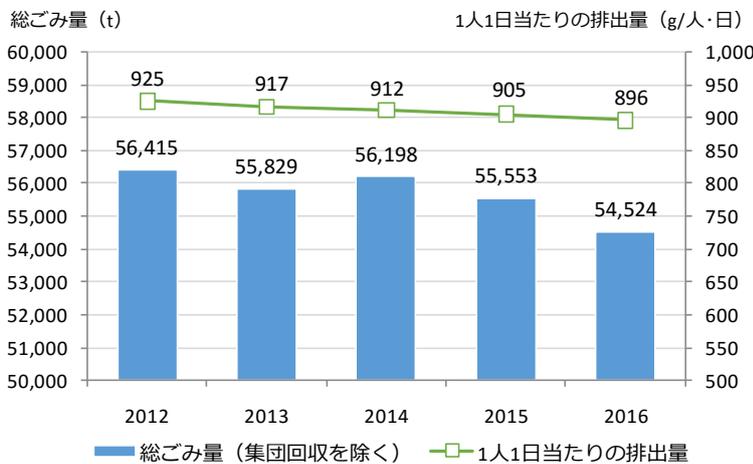
- 典型7公害に関する苦情は減っている一方、暮らしに身近な苦情（草木など）は増えています。
- 世帯当たりの自動車保有台数は国平均と比べて高い水準にあり、次世代自動車やエコドライブの普及・啓発も重要です。
- 天然記念物などの自然や歴史文化遺産の重要性のさらなる周知が必要です。

2.4 【資源循環】分野の現状と課題

(1) ごみ・リサイクル

松阪市においては、本庁管内、嬉野管内、三雲管内、飯南・飯高管内で異なっていたごみ処理方式が、2015（H27）年に一元化されています。

ごみ処理状況を見ると、2016（H28）年度の総ごみ量⁷は54,524tであり、市民1人1日当たりの排出量は896g/人・日となっており、近年、ほぼ横ばいで推移しています。一方、資源化量は、集団回収量が減っていることや香肌奥伊勢資源化広域連合からの脱退などにより減っている傾向にあり、2016（H28）年度で7,374t、資源化率は12.6%となっています。三重県内の他市町と比較すると、市民1人1日当たりの排出量は29市町のうち10番目に多く、資源化率は2番目に低くなっています⁸。



■ 県内市町のごみ処理及び資源化の状況 (2015 年度)

市町	1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	資源化率 (%)
津市	1,048	23.1
四日市市	935	24.0
伊勢市	1,171	26.6
松阪市	978	14.0
桑名市	962	59.3
鈴鹿市	963	23.0
名張市	742	9.0
尾鷲市	1,105	25.4
亀山市	995	37.0
鳥羽市	1,543	14.2
熊野市	1,118	32.1
いなべ市	768	26.9
志摩市	1,011	19.8
伊賀市	777	53.9
木曾岬町	637	64.3
東員町	763	64.7
菟野町	831	27.2
朝日町	553	21.7
川越町	626	20.1
多気町	926	30.7
明和町	896	24.5
大台町	917	64.9
玉城町	864	26.7
度会町	809	22.5
大紀町	826	61.4
南伊勢町	992	17.5
紀北町	1,240	57.2
御浜町	700	63.3
紀宝町	798	59.4
平均	959	28.5

※ 1人1日当たりの排出量には集団回収が含まれる。

資料：環境省

⁷ 市が取り扱う燃えるごみ、燃えないごみ、埋立物、資源物などのごみの総量。集団回収は含まない。

⁸ 平成 27 年度一般廃棄物処理実態調査結果より。1人1日当たりの排出量は、集団回収を含むごみ総排出量を総人口・日数で除した数値を各市町で比較したもの。

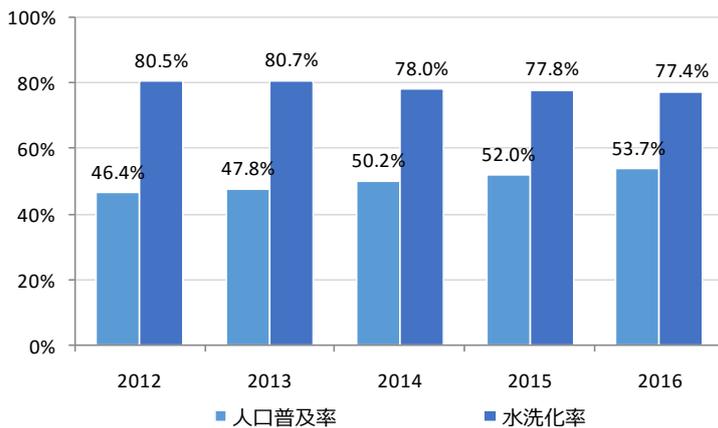
ごみの減量を進めるにあたり、市民・市民団体・事業者・行政が一体となって情報共有、情報交換に取り組むことが大切です。3R の考え方に賛同し、ごみ減量および環境に関心のある個人、団体などを「松阪市 3R サポーター」として登録し、ごみ減量や 3R の啓発活動および情報発信を行っています。

(2) 生活排水処理

松阪市の生活排水の処理方法は、公共下水道、農業集落排水⁹、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲取の 5 種類となっています。公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水を処理する施設を生活排水処理施設といい、三重県の生活排水処理施設の整備率は 83.5%であり、松阪市は平均を上回る 86.2%、県内では 29 市町のうち 14 番目となっています。

このうち、公共下水道の人口普及率¹⁰は 2016(H28)年度で 53.7%となっており、公共下水道の水洗化率¹¹は 77.4%となっています。

人口普及率・水洗化率 (%)



■ 松阪市の下水道の状況

資料：下水道建設課資料

■ 県内市町の生活排水処理施設整備率 (2015 年度)

市町	生活排水処理施設整備率 (%)
津市	83.5
四日市市	90.5
伊勢市	72.6
松阪市	86.2
桑名市	89.3
鈴鹿市	92.2
名張市	98.4
尾鷲市	30.6
亀山市	87.3
鳥羽市	38.3
熊野市	35.3
いなべ市	99.5
志摩市	54.5
伊賀市	77.8
木曾岬町	100.0
東員町	99.3
菰野町	88.9
朝日町	99.7
川越町	99.9
多気町	93.9
明和町	72.5
大台町	64.9
玉城町	97.5
度会町	57.9
大紀町	43.2
南伊勢町	70.3
紀北町	30.5
御浜町	58.0
紀宝町	49.8
平均	83.5

資料：三重県

【主な課題】

- 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量はほぼ横ばいで推移していますが、資源化量は減っています。
- リサイクルセンターを拠点として、工場見学の実施やリサイクル講座の開催など、さらなるごみの減量化や再資源化の普及・啓発が必要です。
- 3R サポーターの募集を呼びかけ、連携・協働による出前講座の充実などにより、3R の周知が必要です。

⁹ 農村の生活環境整備を目的として、公共下水道の整備対象とならない地区の汚水処理をする施設。

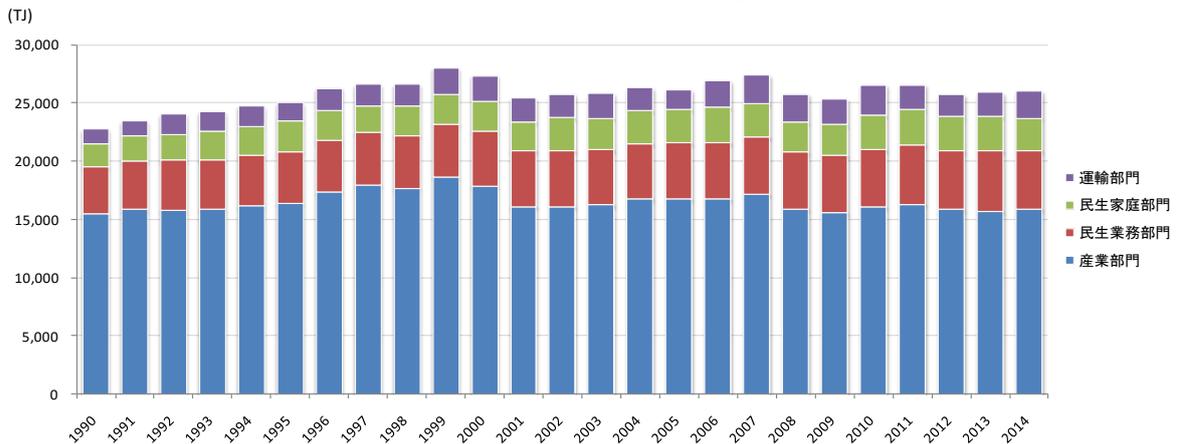
¹⁰ 行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。

¹¹ 下水道の処理区域人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合。

2.5 【低炭素】分野の現状と課題

(1) エネルギー消費量

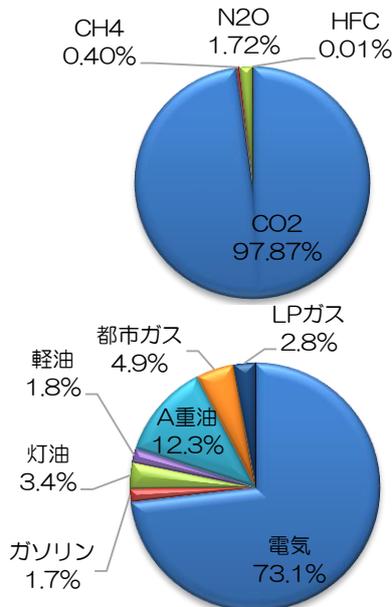
三重県の部門別エネルギー消費量の推移から、松阪市の部門別エネルギー消費量の推移を推計した結果、2014（H26）年は1990（H2）年に対して、産業部門で+434.3TJ¹²（+2.8%）、民生業務部門で+1,025.8TJ（+25.5%）、民生家庭部門で+742.2TJ（+36.7%）、運輸部門で1,034.0TJ（+14.2%）となっており、民生部門および運輸部門で大きく増えています。



■ 松阪市の部門別エネルギー消費量（推計）の推移

資料：都道府県別エネルギー消費統計（三重県）および市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン

また、松阪市の事務・事業においては、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）である「松阪市地球温暖化対策率先実行計画（以下、「エコフィスアクションプログラムまつさか」という。）」で、省エネ・節電の取組を設定し、率的に取組を進めています。



温室効果ガスの種類	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	54,869.5	97.87
メタン (CH ₄)	224.6	0.40
一酸化二窒素 (N ₂ O)	962.6	1.72
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	4.8	0.01
合計	56,061.5	100.00

二酸化炭素排出要因	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
エネルギー起源CO ₂	19,491.8	35.52
非エネルギー起源CO ₂	35,377.7	64.48
合計	54,869.5	100.00

活動項目	活動量	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
電気	28,334,193 (kWh)	14,270.5	73.2
ガソリン	183,559 (L)	334.6	1.7
灯油	263,317 (L)	655.7	3.4
軽油	134,399 (L)	341.6	1.8
A重油	883,411 (L)	2,394.1	12.3
都市ガス	384,787 (m ³)	955.3	4.9
LPガス	85,171 (m ³)	540.1	2.8
合計	-	19,491.8	100.0

■ 松阪市の事務・事業からの温室効果ガス排出量（H27年度）

資料：エコフィスアクションプログラムまつさか（H29.3 松阪市）

¹² テラ・ジュールの略号。テラは10の12乗のことで、ジュールは熱量単位。

(2) 新エネルギーの導入

三重県では、地域特性をいかした新エネルギー¹³の導入促進のため、2016（H28）年3月に「三重県新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの導入目標として、2030（H42）年度までに一般家庭で消費されるエネルギーの84.5万世帯分の県内への導入をめざしています。

松阪市では、市域において利用可能性の高いバイオマス¹⁴資源に着目して、2014（H26）年3月に「松阪市バイオマス活用推進計画」を策定しました。その後、木質バイオマス¹⁵を利用した施設が稼働するなど、全国でも有数の木質バイオマスエネルギー活用先進地となっています。

太陽光発電については、2012（H24）年の固定価格買取制度以降導入が進んでいますが、自然環境・景観・防災面や維持管理について、地域住民から不安の声や苦情が寄せられるなどの問題も生じています。

2017（H29）年11月には民間事業者と共同出資で「松阪新電力株式会社」を設立し、松阪市クリーンセンターで発電した電力を中心に、公共施設などへ電力供給を行う新電力¹⁶事業に取り組んでいます。

	10種類の「新エネルギー」	現状値 平成27年度(2015) (26年度実績)	中期目標 平成31年度(2019) (30年度実績)	長期目標 平成42年度(2030) (41年度実績)
「新エネルギー」 革新的なエネルギー 高度利用技術	①太陽光発電	64.6万kW	103.3万kW	219.3万kW
	②太陽熱利用	0.2万kL	0.3万kL	0.7万kL
	③風力発電	7.3万kW	18.1万kW	28.8万kW
	④バイオマス発電	7.3万kW	12.1万kW	12.8万kW
	⑤バイオマス熱利用	5.5万kL	6.7万kL	10.2万kL
	⑥中小水力発電	0.6万kW	0.6万kW	0.7万kW
	⑦コージェネレーション (燃料電池を除く)	44.3万kW	46.6万kW	49.4万kW
	⑧燃料電池	0.2万kW	0.6万kW	4.8万kW
	⑨次世代自動車	9.4万台	15.7万台	34.5万台
	⑩ヒートポンプ	9.8万台	10.9万台	14.3万台
	従来型一次エネルギーの削減量合計 (上段:原油換算 下段:世帯数換算)	70.9万kL 38.4万世帯	100.2万kL 54.3万世帯	155.9万kL 84.5万世帯

■新エネルギーの導入目標（三重県）

資料：三重県新エネルギービジョン リーフレット（H28.3 三重県）



■木質バイオマス発電所

【主な課題】

- 部門別エネルギー消費量（推計）によると、特に民生部門（家庭・業務）での消費量が増えており、省エネルギー行動や設備の更新などが求められています。
- 津地方気象台によると、年間平均気温は世界および国平均よりも高い上昇傾向にあり、真夏日・熱帯夜は増える傾向に、冬日は減る傾向にあり、地球温暖化の影響がみられます。
- 松阪市の強みをいかした新エネルギーの普及・啓発に努める必要があります。
- 自然環境だけでなく、地域とも調和した新エネルギーの導入を進める必要があります。

¹³ 非化石エネルギーのうち利用促進を図るべきエネルギーとして分類されるもので、太陽光発電などのこと。

¹⁴ 生物資源の量を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のこと。

¹⁵ バイオマスのうち木材からなるバイオマスのこと。

¹⁶ 大手電力会社以外の電力会社で、大手電力会社が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者のこと。

2.6 【地域・人づくり】分野の現状と課題

(1) 環境教育・環境学習

松阪市では、2001（H13）年度より ISO14001 の手法である PDCA サイクルを取り入れ、松阪市版の学校環境 ISO の取組を「学校エコチャレンジ」として取り組んでおり、すべての市立小学校・中学校が学校環境 ISO 認定を受けています。また、毎年6月5日の学校環境デーを中心に、それぞれの学校において創意工夫した取組を実施しており、社会科に限らず、理科や家庭科などの教科や総合的な学習の時間と関連づけた取組などさまざまな環境教育・環境学習が実践されています。さらに、地域住民とともに校区の清掃活動を行ったりするなど、家庭や地域、企業と連携して環境教育を進めている学校もあります。

(2) 松阪市環境パートナーシップ会議

松阪市環境パートナーシップ会議は、第一次計画のめざすべき環境像である「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」の実現に向けて、市民・市民団体・事業者・教育機関・行政が対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、協働して環境にやさしい行動を実践することを目的としています。



■松阪市環境パートナーシップ会議の概要

資料：松阪市HP

【主な課題】

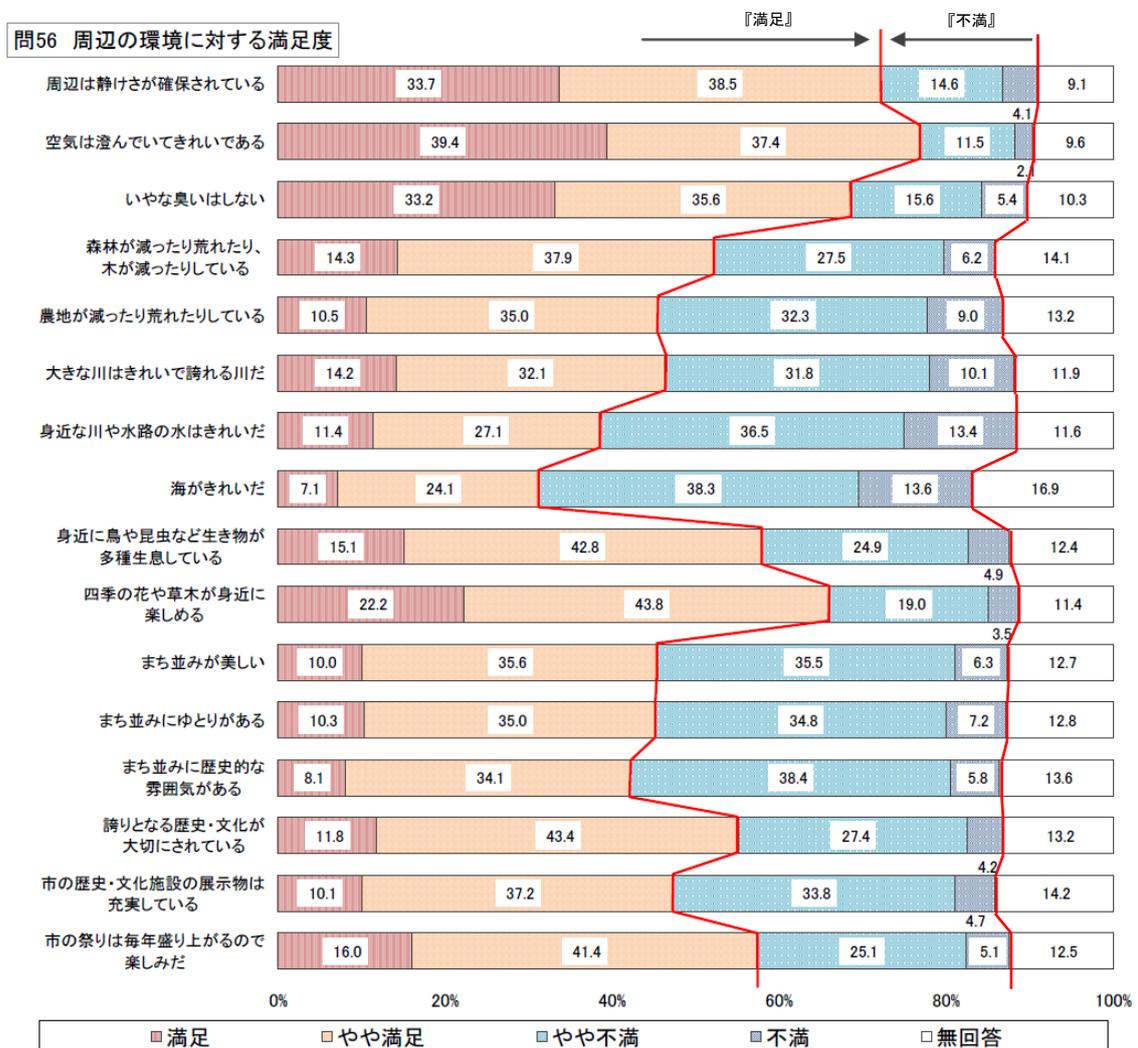
- 環境保全意識を高めるために環境教育・環境学習が重要であり、すべての小学校などの教育機関で継続して実施される必要があります。
- 松阪市環境パートナーシップ会議のさらなる活動の発展と拡大が期待されています。
- 地域や各主体の取組のさらなる活性化のために、環境に関する情報の発信を充実させていく必要があります。

2.7 環境に関する市民意識

(1) 周辺的环境に対する満足度

2016（H28）年3月に実施された「松阪市 総合計画策定に関する意識調査」において、周辺的环境に対する満足度をみると、「空気は澄んでいてきれいである」「周辺は静けさが確保されている」「いやな臭いはしない」「四季の花や草木が身近に楽しめる」「身近に鳥や昆虫など生き物が多種生息している」「市の祭りは毎年盛り上がるので楽しみだ」「誇りとなる歴史・文化が大切にされている」「森林が減ったり荒れたり、木が減ったりしている」では、「満足」の割合が5割を超えています。

一方で、「海がきれいだ」「身近な川や水路の水はきれいだ」では、「不満」の割合が5割前後となっており、「満足」よりも高くなっています。



■ 周辺的环境に対する満足度

資料：松阪市総合計画策定に関する意識調査 報告書（H28.3）

2.8 第一次計画の成果と課題

(1) 環境目標の達成状況

第一次計画では、6つの基本目標について8つの環境目標を設定しています。2016（H28）年度での環境目標の達成状況は、「天然記念物の数の維持」「生活排水処理施設の普及率の向上」「1人1日あたりのエネルギー（電気）消費量の削減」の3項目で目標値を達成しています。

■ 環境目標の達成状況

基本目標	環境目標	基準値	目標値 (2017年度)	達成状況
1 健全な水循環の回復と維持	川・海におけるBOD・CODの環境基準適合率 ¹⁷ の向上	8地点 (2004年度)	18地点 (全地点)	4地点 (2016年度)
2 多様な生態系と自然環境の保全及び回復と動植物の保護	天然記念物の数の維持	22件 (2011年10月時点)	22件 (基準年値より減らさない)	22件 (2016年度)
3 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防	生活排水処理施設の普及率の向上	54.5% (2005年度末)	80%以上	86.2% (2016年度)
4 歴史文化の薫る魅力ある景観の形成とやすらぎある空間づくり	1人あたりの都市公園面積の増加	7.46m ² /人 (2005年度)	12m ² /人	9.74m ² /人 (2016年度)
5 循環型地域社会の構築と地球環境の保全	1人1日あたりのごみの排出量の削減	1,125g/人・日 (2002年度)	877g/人・日 (基準年度比22%削減)	896g/人・日 (2016年度)
	1人1日あたりのエネルギー（電気）消費量 ¹⁸ の削減	6.33kWh/人・日 (2005年度)	6.33kWh/人・日 (基準年値より増やさない)	6.07kWh/人・日 (2015年度)
	1人1日あたりの二酸化炭素排出量 ¹⁹ の削減	7.09kg-CO ₂ /人・日 (2003年度)	7.09kg-CO ₂ /人・日 (基準年値より増やさない)	7.45kg-CO ₂ /人・日 (2010年度)
6 環境教育・環境学習の充実と仕組みづくり	松阪市環境パートナーシップ会議の会員数の増加	6個人・23団体 (2008年度：設立時)	20個人・50団体	14個人・41団体 (2016年度)

¹⁷ 環境基準類型に指定されている全地点において、基準とする環境基準適合率（河川100%、海域75%以上）を満たすことを目標とする。環境基準適合率＝環境基準を満たしている回数/地点ごとの総測定回数×100。

¹⁸ 中部電力の市域の販売電力量（電灯）/（人口×365日）で計算される数値。2016年度以降は資料提供がないため、算出不可。

¹⁹ 環境自治体会議環境政策研究所「全国市区町村別CO₂排出量推計」の推計結果をもとに算出。2011年度分以降は発行されていないため、算出不可。

(2) 環境施策の進捗状況

第一次計画にもとづく環境施策の進捗状況などを踏まえ、第一次計画の成果（実施した主な施策）と残された課題を次のとおり整理しました。

基本目標 1 健全な水循環の回復と維持

＜主な成果＞

- いきいき松阪の森づくり事業の実施
- 「まつさかの木」を使用したワクワク快適な家づくり事業の実施
- なめり湖およびベルファーム園内の自然環境の保全
- 植生の繁茂、昆虫や稚魚の生態を守る環境保全型護岸ブロックの利用促進
- 櫛田川、雲出川水系にて「川と海のクリーン大作戦」の実施

＜主な課題＞

- ▲計画的な森林整備を進めるための所有者境界の明確化の推進
- ▲「松阪の家」のPRの推進
- ▲将来の森林の担い手となる子どもたちへの木育の実施
- ▲市民・事業者参加による河川・海岸清掃活動の継続実施

基本目標 2 多様な生態系と自然環境の保全及び回復と動植物の保護

＜主な成果＞

- 松阪ネイチャーマップの活用
- 天然記念物ネコギギが生息する中村川周辺の自然観察会の実施
- 農業振興地域整備計画の適正管理による優良農地の保全
- 海底耕うんなどによる漁場環境の改善

＜主な課題＞

- ▲親子環境学習会の実施による自然保護意識の啓発の継続
- ▲自然環境学習に資する情報の収集・整理
- ▲天然記念物の現状把握のための環境調査の継続実施
- ▲農地保全と担い手の発掘・育成
- ▲計画的な漁場環境改善の推進



■ 自然観察会

基本目標 3 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防

<主な成果>

- 公害防止協定の締結
- 低公害車¹⁶や次世代自動車の公用車への率先導入
- 公共下水道事業による下水道整備の推進
- 野外焼却に関する苦情への対応および指導
- まちをきれいにする条例の制定

<主な課題>

- ▲低公害車や次世代自動車の普及・啓発
- ▲エコドライブの普及・啓発
- ▲戸別啓発などによる公共下水道の水洗化率向上
- ▲新規事業所との公害防止協定の締結と締結の見直し
- ▲日常生活において近隣でのマナーの向上



■清掃活動

基本目標 4 歴史文化の薫る魅力ある景観の形成とやすらぎある空間づくり

<主な成果>

- 景観絵画コンクールなどによる景観保全に関する意識啓発
- 歴史的まちなみの保全や地区の課題などに関する意見交換の実施
- 緑地の保全、緑化の推進
- みどりの月間、都市緑化キャンペーンによるPR活動の実施
- バリアフリーの環境整備の実施

<主な課題>

- ▲まちなみにあった景観誘導の実施
- ▲市内に残る歴史的まちなみ景観の保全
- ▲緑化推進に向けた啓発、PR活動の推進
- ▲路肩部分の整備や段差解消によるバリアフリー化の推進



■平成 29 年度まつさか景観絵画コンクール 最優秀賞 3 作品

²⁰ 窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。

基本目標 5 循環型地域社会の構築と地球環境の保全

<主な成果>

- 3R の考え方の周知
- ごみ処理一元化の実施
- 省エネルギーに関する普及・啓発
- 木質バイオマスを活用した熱・発電利用の推進の支援
- エコフイスアクションプログラムまつさかの推進

<主な課題>

- ▲リサイクル講座の開催や工場見学の実施
- ▲3R サポーターなど団体との協力
- ▲不法投棄防止パトロールの実施
- ▲環境にやさしい行動事例の情報提供
- ▲環境美化活動の促進



■松阪市リサイクルセンター 工場見学

基本目標 6 環境教育・環境学習の充実と仕組みづくり

<主な成果>

- 松阪市環境基本計画年次報告書の作成・公表
- 松阪市環境パートナーシップ会議による活動
- 森林環境教育の実施
- 環境教育・環境学習に関する情報収集・提供
- 3R サポーターの育成によるリサイクル啓発事業の実施

<主な課題>

- ▲多様な情報伝達手段を活用した環境情報の提供
- ▲多様なテーマを設定した親子環境学習会の実施
- ▲地域のニーズに合わせた講座開催
- ▲環境教育・環境学習に関する情報収集・提供



■松名瀬干潟の観察会

コラム①

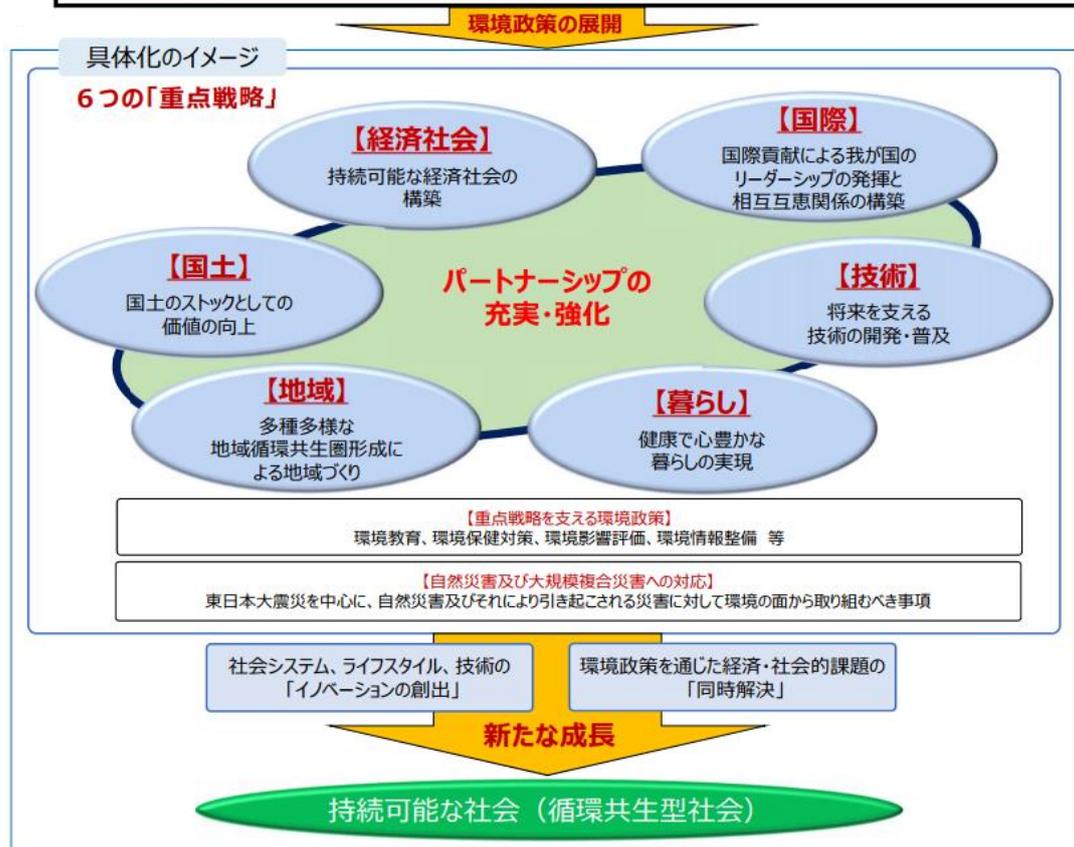
国の第五次環境基本計画（中間取りまとめ）

国は、政府全体の環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱を定める「第五次環境基本計画」の策定に向けて、2017（H29）年8月に中間取りまとめを公表しました。

中間取りまとめでは、あらゆる物質・生命の『循環』と自然・生態系との『共生』を追求する『循環共生型社会』をめざすべき持続可能な社会であるとしています。

また、環境や経済社会の現状および課題を踏まえると、根本的な発想の転換が必要であると指摘しており、環境政策を通じて、経済社会システム・ライフスタイル・技術の「イノベーションを創出」すること、経済・社会的課題を「同時解決」することをめざすこととしています。

- 地球の危機が顕在化しており、人類・文明の転換期と言って良い。そのため、従来の対策の延長ではなく、**根本的な発想の転換**が必要。
- SDGs の考え方を活用し、**環境・経済・社会の統合的向上を具体化**するため、**6つの重点戦略**を進める。
- これにより、**経済社会システム、ライフスタイル、技術の「イノベーションを創出」**するとともに、**環境政策を通じて、経済・社会的課題を「同時解決」**する。



資料：第五次環境基本計画 中間取りまとめの概要（環境省）

第3章 計画のめざすもの

この章では、松阪市のめざすべき環境像と6つの具体的な分野別ビジョンを掲げています。また、第二次計画で大切にしたい視点や環境目標なども整理しています。

第3章 計画のめざすもの

3.1 めざすべき環境像

松阪市のめざすべき環境像は、第一次計画から継承し、「うるおいある豊かな環境にまつまれるまち まつさか」とします。

めざすべき環境像

うるおいある
豊かな環境にまつまれるまち
まつさか

なお、「うるおいある豊かな環境」について、条例第2条第1項に次のように述べられています。

うるおいある豊かな環境

人と自然の営みが調和し、その中に生まれた独自の歴史や文化が守られ育まれる中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活をおくることができる環境をいう。

(松阪市環境基本条例より)

具体的には、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境からうける恵み豊かな環境であり、それに加え、独自の個性ある文化を尊重し、松阪市の独自性を感じることができ、市民が安全で快適に暮らすことができる環境をイメージするものです。こうした環境は、一朝一夕に実現できるものではなく、20年・30年先を見据えながら、次世代を担う子どもたちとともに思い描き、市民・市民団体・事業者・行政が協働してめざしていく必要があります。

3.2 分野別ビジョンと基本方針

めざすべき環境像の実現にあたり、具体的な6つのまちの姿(=分野別ビジョン)を示します。そして、この分野別ビジョンごとに基本方針を設定し、施策を展開していきます。

(1) 人も生き物もおいしく感じる水を守っていくまち

人も生き物もおいしく感じる水を守っていくためには、健全な水循環の維持に努める必要があります。水が循環する「山」「川」「海」を一体的に考え、水循環に配慮したまちをめざします。

＜基本方針＞ 健全な水循環の確保

(2) 多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち

山から海にいたる豊かな自然と、そこに息づく多様な生態系を保全していくとともに、自然とのふれあいを深め、身近な自然と生き物を大切にする、人と自然が共生するまちをめざします。

＜基本方針＞ 生物多様性と自然環境の保全

(3) 安全で快適かつ、暮らしの中で松阪らしさを感じられるまち

清浄な水や空気、静けさに包まれながら、身近に憩い、安らげる快適な環境が整っているとともに、豊かな自然環境と暮らしが調和した特色ある景観や歴史・文化によって松阪らしさを感じられるまちをめざします。

＜基本方針＞ 安全安心、快適な生活環境の創造

(4) ムダなく資源が循環し、モノを大切にする心を育むまち

暮らしの中から生まれるごみを資源として有効にムダなく活用することにより、循環型地域社会の実現に向けて、モノを大切にする心を育むまちをめざします。

＜基本方針＞ 循環型地域社会の構築

(5) 低炭素社会の実現に向けて環境にやさしい生活ができるまち

環境に配慮したライフスタイルの実践や地域の特性を活かした自然エネルギーの利用など、低炭素社会の実現に向けてみんなで環境にやさしい生活ができるまちをめざします。

＜基本方針＞ 地球温暖化対策の推進

(6) 20年・30年先の松阪の環境を考え、みんなで協力して行動できるまち

環境教育・環境学習を充実し、多様な主体が協働して実践できる環境保全活動を活性化することで、すべての人が自ら進んで環境づくりに取り組むまちをめざします。

＜基本方針＞ 環境教育・環境学習の充実

--- <参考> -----

総合計画では、10年後の将来像を「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」とし、この実現に向けた取組を7つの政策としてまとめています。環境面では、「快適な生活」という政策のもと、8つの具体的な施策を示し、それぞれに10年後のめざす姿を設定しています。

環境分野の施策と10年後のめざす姿

【施策】

- ① 自然と生活の環境保全
- ② 資源循環型社会の推進
- ③ 地域公共交通の充実
- ④ まちづくりの推進
- ⑤ 景観の保全
- ⑥ 道路・公園の整備
- ⑦ 上下水道の整備
- ⑧ 中山間地域の振興

【10年後のめざす姿】

- 環境にやさしい市民が暮らすまち
- ムダなく資源が循環しているまち
- 公共交通利用可能地域 100%
- 暮らしやすいコンパクトなまち
- 地域の特色を生かした景観が守られるまち
- 安全な道路と市民が憩う公園のあるまち
- 災害に強い水道と下水道の整備が進むまち
- 新規移住者 100 人達成

(松阪市総合計画より)

3.3 第二次計画で大切にしたい視点「自分のこと化」

めざすべき環境像および分野別ビジョンの実現に向けては、一人ひとりが「うるおいある豊かな環境」の保全と創造に向けて意識を高め、行動を実践していく必要があります。そこで、第二次計画で大切にしたい視点を以下のとおりとします。

自分のこと化

「環境」は、山・川・海といった自然環境だけでなく、生活環境や快適環境、地球環境も含めて非常に幅広く、漠然とした概念です。そのため、日々の生活の中で「環境」とつながっていると意識することが難しく、自分に関係がない、あるいは、自分一人が行動しても何も変わらないと考えている人も少なからずいると思われます。しかし、実際にはさまざまな形で人々の暮らしと密接に関わっており、一人ひとりの行動は環境に影響を与えています。さらには、今の「環境」に対する行動が、自分たちの子ども世代、孫世代の環境につながっていきます。

こうしたことを踏まえ、まずは一人ひとりが環境問題を「自分のこと」として捉え、「うるおいある豊かな環境」の保全と創造に向けて意識を高め、行動を実践していく必要があります。そして、それが家族に、地域に、まち全体に波及し、こうして生まれるムーブメントが分野別ビジョン、めざすべき環境像の実現につながっていきます。



■松阪市マスコットキャラクター
「ちゃちゃも」

一人ひとりの取組の効果は小さくても、そうした取組が家族、地域、まち全体に波及すると、大きな効果になって現れるよ！

例えば、節水を考えてみると・・・
シャワーの水を流したままにすると1分間で12Lの水を消費します。1人12Lの節水が、松阪市全体では約198万L、小学校の25Mプール約5.3杯分の節水になるよ！すごいね！！

3.4 環境目標

めざすべき環境像および分野別ビジョンの実現に向けた取組の展開により、まちの環境の変化やそれにつながる市民の意識や行動の変化を環境目標として設定します。

■環境目標

分野別ビジョン	環境目標	現 状 値 (2016 年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
1 人も生き物も おいしく感じる 水を守って いくまち	森林や河川・海など豊かな自然を守っていく取組の満足度*	2.98 (2017 年度)	3.13	3.28
	地域材「松阪の木」を使用した住宅支援金交付件数	30 棟	25 棟/年 (累計 125 棟)	25 棟/年 (累計 250 棟)
2 多様な生き物が 暮らすことのできる 自然を守り育てる まち	地域の特性をいかした農林水産業の取組の満足度*	2.95 (2017 年度)	3.10	3.25
3 安全で快適かつ、 暮らしの中で松阪らしさ が感じられる まち	気軽に利用できる憩いの場としての公園や緑地の整備の満足度*	3.00 (2017 年度)	3.15	3.30
	生活排水処理施設の普及率	86.2%	91.7%	95.6% (2025 年度)
4 ムダなく資源が循環し、 モノを大切に する心を育むまち	ごみを減らしたり、ごみを再利用する取組の満足度*	3.20 (2017 年度)	3.36	3.52
	1 人 1 日当たりごみ排出量 (集団回収を除く)	896g/人・日	861g/人・日	822g/人・日 (2026 年度)
5 低炭素社会の実現に向けて 環境にやさしい生活ができる まち	1 人 1 日当たりエネルギー消費量 ²¹ (電気)	7.25kWh/人・日	現状から増やさない	現状から増やさない
	低炭素建築物 ²² 新築等および長期優良住宅建築等 ²³ 計画認定数	164 件	170 件 (累計 850 件)	170 件 (累計 1,700 件)
6 20 年・30 年先の松阪の環境を 考え、みんなで協力して行動 できるまち	三重県環境学習情報センターを活用した環境学習の園児・児童・生徒数	1,001 人	1,000 人 (累計 5,000 人)	1,000 人 (累計 10,000 人)
	各公民館での環境関連講座の受講者数	103 人	150 人 (累計 750 人)	150 人 (累計 1,500 人)

* 「市民意識調査」の満足度を 5 点満点で点数化し、回答数で除したものを。調査時の平均は 2.90。

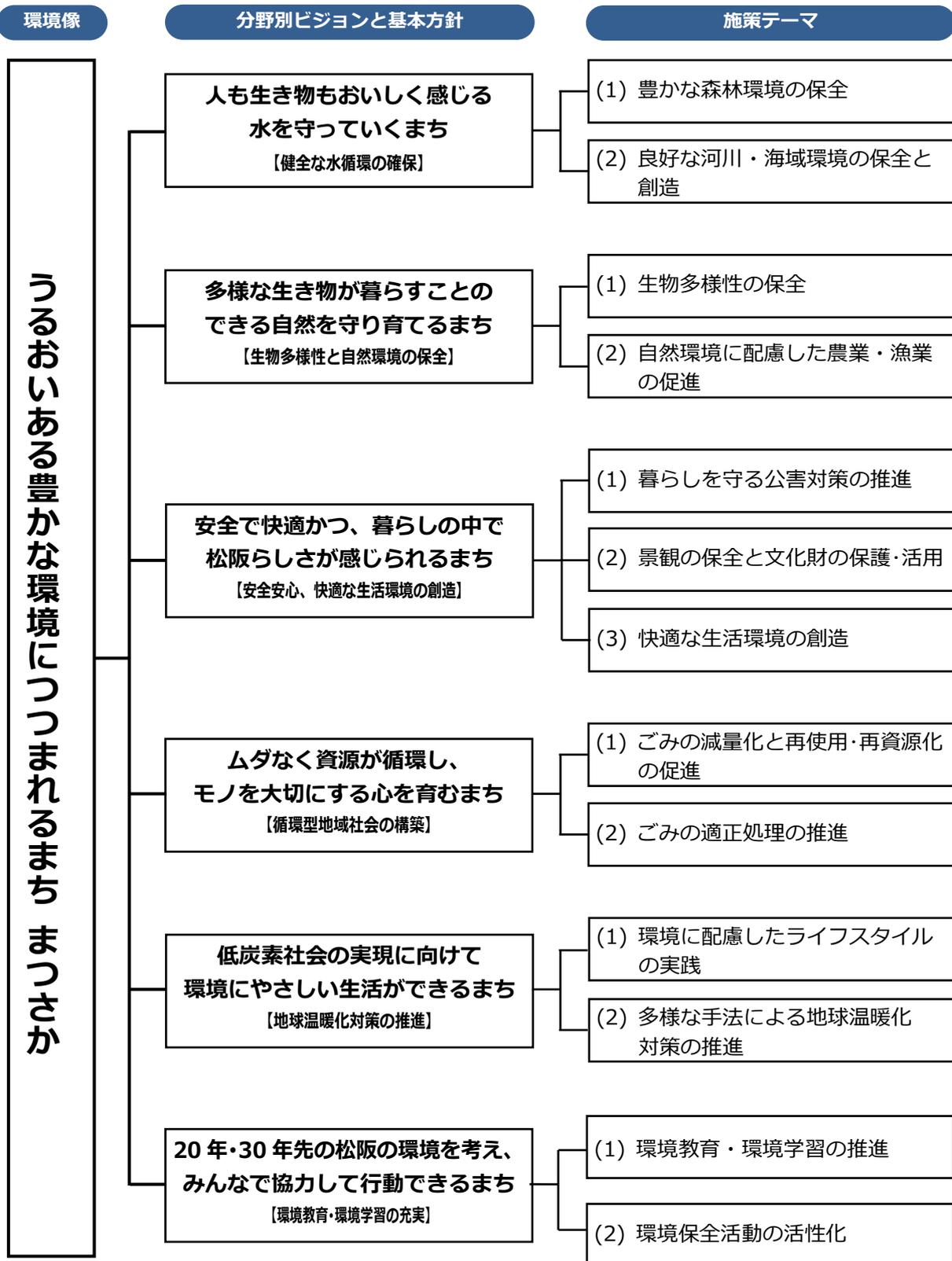
²¹ 資源エネルギー庁電力調査統計より算出。

²² 建築物の低炭素化に資する建築物。

²³ 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。

3.5 施策体系図

めざすべき環境像および分野別ビジョンの実現に向けて、市が取り組む環境の保全と創造に関する施策の方向性を施策テーマとして設定します。



持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001（H13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（H27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（H28）年から2030（H42）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

松阪市としても、条例第1条で「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として掲げており、本計画に定めたさまざまな施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



資料：国際連合広報センターHP

第4章 施策の展開

この章では、めざすべき環境像にもとづく6つの分野別ビジョンの実現に向けて展開する13の施策テーマと34の施策を示しています。

第4章 施策の展開

4.1 人も生き物もおいしく感じる水を守っていくまち

分野別ビジョン

人も生き物もおいしく感じる 水を守っていくまち

人も生き物もおいしく感じる水を守っていくためには、健全な水循環の維持に努める必要があります。水が循環する「山」「川」「海」を一体的に考え、水循環に配慮したまちをめざします。

基本方針

健全な水循環の確保

環境目標

項目	現状値 (2016年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
森林や河川・海など豊かな自然を守っていく取組の満足度*	2.98 (2017年度)	3.13	3.28
地域材「松阪の木」を使用した住宅支援金交付件数	30棟/年	25棟/年 (累計125棟)	25棟/年 (累計250棟)

* 「市民意識調査」の満足度を5点満点で点数化し、回答数で除したものを。調査時の平均は2.90。

施策体系

【施策テーマ】

(1) 豊かな森林環境の保全

【施策】

① 林業基盤の整備と担い手の育成

② 森林保全に向けた取組の推進

③ 地域産材の使用促進

(2) 良好な河川・海域環境の保全と創造

① 環境に配慮した河川などの整備

② 海岸環境の充実

③ 市民参加による河川・海岸などの清掃活動の促進

分野別ビジョン 人も生き物もおいしく感じる水を守っていくまち

基本方針 健全な水循環の確保

施策テーマ 豊かな森林環境の保全

健全な水循環は、人々の暮らしや自然の営みに必要な水量の確保をはじめ、気候緩和、土壌や流水による水質浄化、多様な生態系の維持といった環境保全上重要な役割を果たしています。こうした水循環を維持するためには、水源のかん養、土砂災害の防止などの多様な公益的機能を有する森林が豊かである必要があります。豊かな森林環境の保全に向けて、林業の基盤整備や担い手育成によって森林の適正な維持管理を進めるとともに、間伐などの森林保全に向けた取組の推進や地域産材の積極的な使用を進めます。

(1) 現状

市域の約7割を占める豊かな森林環境を保全するため、林道開設や路網整備などの林業基盤の整備や架線集材などの研修および資材の支援を行い、林業の担い手の育成に取り組んでいます。

森林の公益的機能の持続的かつ高度発揮の促進に向けて、間伐などを行い、林内に光を入れて下草や広葉樹などを育成して針広混交林の造成に取り組んでいます。

教育施設などの新築・改築時には地域産材を使用する方針を掲げています。また、保育園・幼稚園では地域産材を使用した机と椅子を取り入れており、木の温もりやモノを大切に育てています。

(2) 課題

森林の大部分が伐採期を迎えており、木材搬出時の効率化や安全性を考慮して、引き続き路網整備などに取り組む必要があります。

林業採算性の悪化により放置林は増えており、その管理について森林所有者・森林組合などと連携して検討していく必要があります。

木材需要が長期に渡って低迷しているため、さらなる地域産材の需要促進が求められています。

(3) 施策および事業

施策① 林業基盤の整備と担い手の育成

- 林業経営の安定のため、林道・作業路など林業基盤の整備を進めます。【林業振興課】
- 林業関係団体の育成・支援および労働環境の整備により、林業後継者など担い手の育成に努めます。【林業振興課】

施策② 森林保全に向けた取組の推進

- 公共財と位置づけた環境林²⁴の間伐などを行います。【林業振興課】

²⁴ 林道から400m以上離れた森林で、生産林として施策が見込まれず、土砂災害の防止など公益的機能を発揮させるための森林。

施策③ 地域産材の使用促進

- 関係者の連携を進めるとともに、消費者に安全と安心を与えるように「顔の見える松阪の家づくり」の促進や林業支援センターを中心に製材品の販路拡大や素材²⁵生産の増大について取り組みます。【林業振興課】
- 園舎・校舎の新築または改築を行う場合には、地域産材を積極的に使用します。【こども未来課・教育総務課】
- 保育園・幼稚園においては、使用する机と椅子の一部について、地域産材を使用した製品の導入に努めます。【こども未来課】

(4) 行政の取組目標

- 林道・作業路の舗装：2路線/年
- 素材の生産量：37,000m³（2015（H27）年度）→42,000m³（2019（H31）年度）
- 使用する机と椅子の一部について、地域産材を使用した製品を導入：4園/年
- 「環境林づくり協定」にもとづく間伐：50ha/年

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 地域産材を使用した木造住宅の建築など、地域産材を積極的に使用します。
- 森林の再生・保全に対する情報を収集します。
- 森林づくりボランティアに参加します。

コラム③

森林の公益的機能

日本は、国土の約7割が森林に覆われた世界有数の森林国です。森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深く関わっています。こうした機能を持続的に発揮するためには、植栽、保育、間伐などによって健全な森林を積極的に造成し、育成する森林整備が必要です。



資料：平成27年度 森林・林業白書（H28.5 林野庁）

²⁵ 立木を伐採し、製材や合板などの原料として、幹などを一定の長さに切断した木材のこと。丸太、原木ともいう。

分野別ビジョン 人も生き物もおいしく感じる水を守っていくまち

基本方針 健全な水循環の確保

施策テーマ 良好な河川・海域環境の保全と創造

健全な水循環を維持するためには、河川や海域といった水環境を適切に管理・保全する必要があります。市域を流れる雲出川や櫛田川などの多くの河川やそれらが注ぎ込む伊勢湾の水環境は、多くの生物などの生息・生育・繁殖環境であるとともに、人々の生活に密接に関わっています。自然環境や生態系に配慮するとともに、人の心を癒し、身近にふれあう場の確保も重視した河川や海岸の整備を進め、良好な河川・海域環境の保全と創造をめざします。

(1) 現状

なめり湖やベルファーム園内の四郷池など自然環境や生態系に配慮した、親しみのある水辺空間の整備を進めてきました。また、河川では、台風や集中豪雨などによる護岸の決壊を未然に防止するため護岸整備を進めています。

猟師漁港海岸の維持管理を計画的に行っています。

国の「川と海のクリーン大作戦」に協力し、河川や海岸の清掃活動などに取り組んでいます。

(2) 課題

治水の安全性を確保しつつ、地域の環境に合った川づくりが必要です。

海岸整備では、その維持管理が必要になります。

良好な河川や海岸の保全には、市民と行政などが連携した活動が必要です。

(3) 施策および事業

施策① 環境に配慮した河川などの整備

- 周辺の環境に調和した河川の護岸整備に努めます。【土木課】

施策② 海岸環境の充実

- 自然環境や生態系に配慮した維持管理に努めます。【農水振興課】

施策③ 市民参加による河川・海岸などの清掃活動の促進

- 「川と海のクリーン大作戦」などの市民参加による清掃活動を促進します。【土木課】

(4) 行政の取組目標

- 河川護岸整備時の環境に配慮したコンクリートブロックの使用：整備延長に対して 90%以上
- 漁港海岸施設の点検：1 回/年

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 河川や海などの自然環境を大切にします。
- きれいな川と海を守るため、清掃活動に参加します。
- 川や海でのごみは持ち帰ります。



■川と海のクリーン大作戦



■アクアソーシャルフェス



■獵師漁港

4.2 多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち

分野別ビジョン

多様な生き物が暮らすことのできる 自然を守り育てるまち

山から海にいたる豊かな自然と、そこに息づく多様な生態系を保全していくとともに、自然とのふれあいを深め、身近な自然と生き物を大切にする、人と自然が共生するまちをめざします。

基本方針

生物多様性と自然環境の保全

環境目標

項目	現状値 (2016年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
地域の特性をいかした農林水産業の取組の満足度*	2.95 (2017年度)	3.10	3.25

* 「市民意識調査」の満足度を5点満点で点数化し、回答数で除したもの。調査時の平均は2.90。

施策体系

【施策テーマ】

(1) 生物多様性の保全

【施策】

① 貴重な動植物の生息・生育環境の保護と情報提供

② 里地・里山などの保全

③ 有害鳥獣対策の推進

(2) 自然環境に配慮した農業・漁業の促進

① 環境と調和のとれた農業の促進

② 環境に配慮した漁業の促進

分野別ビジョン 多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち

基本方針 生物多様性と自然環境の保全

施策テーマ **生物多様性の保全**

松阪市は山岳地帯、丘陵地、平野、多くの河川など、地形の変化に富んでおり、多様な生態系を形成しています。生物多様性についての認識を高めるとともに、多様な生物が生息・生育する山地・里地・丘陵地・河川・海域などを保全すること、鳥獣による生態系への影響や農林水産業への被害を防止することで生物多様性の保全に努めます。

(1) 現状

三重県の天然記念物かつ希少野生動植物種に指定されているムシトリスミレの盗掘防止パトロールや生育状況調査を行っています。また、松阪ネイチャーマップを活用し、市内の自然環境の現況や動植物の保護についての啓発に努めています。

集落の安全と安心を確保することを目的に森林整備を行っています。

野生鳥獣による農作物被害の防止として、農地に出没する特定の有害鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなど）を捕獲して農作物被害の軽減に取り組んでいます。また、市内で、アライグマ、オオクチバス、セアカゴケグモなどの特定外来生物が確認されており、とりわけ農作物被害を及ぼすアライグマに対し、捕獲檻の設置を行い、防除に努めています。

(2) 課題

ムシトリスミレの盗掘防止パトロール体制の維持、生息環境の変化などによるカモシカの低地への出没、天然記念物の樹木の樹勢衰退など、貴重な動植物種の生息・生育に関するさまざまな課題がみられます。

林業採算性の悪化により森林のもつ公益的機能が発揮されない状態にある森林が増えてきており、その管理について所有者・森林組合などと連携して検討していく必要があります。

特定の有害鳥獣捕獲を行う猟友会の高齢化による担い手不足が懸念されます。特定外来生物については、国や県と協議・連携し、対策のあり方を検討する必要があります。

(3) 施策および事業

施策① 貴重な動植物の生息・生育環境の保護と情報提供

- ムシトリスミレやカモシカなど希少な天然記念物の保護に努めます。【文化課】
- 「松阪ネイチャーマップ」を環境学習に役立てるとともに、ケーブルテレビなどを利用した紹介番組の作成を検討します。【環境課】

施策② 里地・里山などの保全

- 集落や公共施設周辺の森林で、森林のもつ公益的機能が発揮されない状態にある森林を対象に、所有者や地域などと連携し、集落の安全と安心を確保することを目的に森林整備を行います。【林業振興課】

施策③ 有害鳥獣対策の推進

○特定の有害鳥獣を捕獲して農作物被害の軽減に取り組みます。【農水振興課】

(4) 行政の取組目標

- ムシトリスミレの盗掘防止パトロールの実施：継続
- 集落や公共施設周辺の森林間伐および危険支障木の伐採：15箇所/年
- 鳥獣による農作物被害額：12,898千円（2016（H28）年度）→10,903千円（2019（H31）年度）

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 貴重な動植物の生息・生育環境の保護のための情報について積極的に収集します。
- 松阪ネイチャーマップを活用し、貴重な動植物に関心を持ちます。
- 野生動物へ餌を与えません。また、ごみを荒らされないようにします。
- 鳥獣による農作物への被害があれば通報します。
- 外来種の動植物を適正に管理し、放棄しません。

コラム④

特定外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育する生物種を外来種といい、そのうち国外からの外来種を外来生物といいます。

特定外来生物とは、明治時代以降に日本に入り込んだ外来生物の中で、農林水産業・人の生命・身体・生態系へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるもののうち、「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」にもとづき指定された生物種です。

特定外来生物は、2016（H28）年10月1日現在、オオキンケイギク・アレチウリなど132種類が指定されており、市内でもアライグマ・オオクチバス・セアカゴケグモなどが確認されています。

特定外来生物に指定された生物種は、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つこと・種をまくことなどが原則禁止されており、違反した場合には罰則が科せられます。特定外来生物を含む外来種による被害を予防するためには、「入れない」「捨てない」「拡げない」という外来種被害予防三原則が重要になります。



■ 市内でも分布が確認されている特定外来生物（左：オオキンケイギク、右：アレチウリ）

資料：松阪市 HP

分野別ビジョン 多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち

基本方針 生物多様性と自然環境の保全

施策テーマ 自然環境に配慮した農業・漁業の促進

2010（H22）年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）以降、生物多様性と社会経済活動の関わりに注目が集まっており、その中でも、農業や漁業は生物多様性の構成要素を直接利用する、あるいは生態系サービスを直接享受するという意味から、重要性に対する認識が広がっています。自然環境に配慮した農業、漁業を振興することにより、農地・河川・海域を保全し、さまざまな生き物が暮らすことのできるまちをめざします。

(1) 現状

農業については、地域の実情に応じて大区画化や汎用化などの基盤整備を行うとともに、優良農地の計画的な確保に努めています。また、耕作放棄地の現地確認や農業の担い手への農地集積²⁶、環境負荷の低減を目的とした環境保全型農業²⁷を促進する補助などを行っています。

漁業については、水産資源の増殖と保全を目的として、底質²⁸の改善などの環境整備を行っています。

(2) 課題

農村環境は厳しい状況にあり、農地集積の加速、生産性の向上など効率的な農業経営などが求められています。今後も環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の推進が必要です。

漁業については、伊勢湾という広大な海域のため、局所的な対応では限界があり、県全体での取組が必要です。

(3) 施策および事業

施策① 環境と調和のとれた農業の促進

- 農薬や化学肥料などへの依存度を減らした環境保全型農業を促進します。【農水振興課】
- 耕作放棄地の発生防止に努め、既存の耕作放棄地については利活用に向けた支援を行います。【農水振興課】
- 地域農業の中心となる効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて、農地集団化を促進します。【農村整備課】

施策② 環境に配慮した漁業の促進

- 海底耕うん²⁹などにより、海底の生き物の生育環境を回復し、水質の改善に努めます。【農水振興課】
- 水産資源を保護するとともに、水産資源量に見合った計画的利用と積極的な水産資源の増殖により、「つくり育てる漁業」を支援します。【農水振興課】

²⁶ 地域で中心になる意欲的な担い手に農地を集め、農作業を効率化することで生産コストを下げる取組。

²⁷ 農業がもつ物質循環機能を生かし、土づくりなどを通じて農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

²⁸ 河川・湖沼・海洋・水路などの水域で、水底を構成している表層。

²⁹ 海底を耕起（こうき）し、底質の活性化を目的とした作業。

(4) 行政の取組目標

- 環境保全型農業直接支払交付金検討会の開催：2回/年
- 朝見上地区のほ場整備事業（A=164ha）：継続
- 寺井地区のほ場整備事業（A=22ha）：開始
- 漁獲の確保（アサリ漁獲量）：35t（2016（H28）年度）→300t（2019（H31）年度）
- 漁獲の確保（青さ漁獲量）：86t（2016（H28）年度）→150t（2019（H31）年度）

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 低農薬農産物・地元農産物や海産物を積極的に購入します。
- 農業・漁業関係イベントなどに参加します。
- 環境に配慮した低農薬、減農薬農業に取り組みます。



■ 漁業まつり



■ 青さ汁

4.3 安全で快適かつ、暮らしの中で松阪らしさが感じられるまち

分野別ビジョン

安全で快適かつ、暮らしの中で 松阪らしさが感じられるまち

清浄な水や空気、静けさに包まれながら、身近に憩い、安らげる快適な環境が整っているとともに、豊かな自然環境と暮らしが調和した特色ある景観や歴史・文化によって松阪らしさが感じられるまちをめざします。

基本方針

安全安心、快適な生活環境の創造

環境目標

項目	現状値 (2016年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
気軽に利用できる憩いの場としての公園や緑地の整備の満足度*	3.00 (2017年度)	3.15	3.30
生活排水処理施設の普及率	86.2%	91.7%	95.6% (2025年度)

* 「市民意識調査」の満足度を5点満点で点数化し、回答数で除したもの。調査時の平均は2.90。

施策体系

【施策テーマ】

(1) 暮らしを守る公害対策の推進

【施策】

① 事業所などからの公害対策

② 環境にやさしい自動車利用

③ 生活排水に関する啓発と処理施設の整備

(2) 景観の保全と文化財の保護・活用

① 歴史的な景観の保全

② 文化財の保護・活用

③ 景観の保全

(3) 快適な生活環境の創造

① 公園・緑地の整備と緑化意識の啓発

② バリアフリーの推進

③ 動物の適正な飼養の促進

分野別ビジョン 安全で快適かつ、暮らしの中で松阪らしさが感じられるまち

基本方針 安全安心、快適な生活環境の創造

施策テーマ 暮らしを守る公害対策の推進

「うるおいある豊かな環境」には、現在および将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活をおくることができる環境という意味が含まれています。大気汚染や水質汚濁、騒音・振動・悪臭といったいわゆる典型7公害について監視するとともに、近年増えている暮らしに身近な苦情への対応、環境に配慮した自動車利用の促進、生活排水の適正処理に取り組みます。

(1) 現状

事業所と公害防止協定を締結することにより公害を予防するとともに、地域の環境に配慮した取組を進めています。

地域の要望などを踏まえながら、コミュニティバスの路線拡大などに取り組んでいます。

生活排水については、公共下水道の普及、合併処理浄化槽の設置費用の一部補助、農村地域3箇所（小野地区・高木地区・須賀川北地区）の農業集落排水事業により、水質の保全に取り組んでいます。

(2) 課題

典型7公害に関する苦情は減っている一方、暮らしに身近な苦情が増えています。

市内には公共交通の利用が困難な地域やコミュニティバスの利用者数が減っている地域があることから、地域の実情に即した公共交通網を構築していく必要があります。

公共下水道については、計画的かつ効率的な整備が必要であり、戸別啓発や広報活動などによって公共下水道の水洗化率の向上に努める必要があります。また、農業集落排水施設は、施設の長寿命化と適正な維持管理が必要です。

(3) 施策および事業

施策① 事業所などからの公害対策

- 大気汚染や水質汚濁は、三重県と連携して公害防止に努めます。【環境課】
- 近隣公害（騒音・振動・悪臭）は、必要に応じて立入調査を行い、規制・指導などを行います。【環境課】
- 三重県公害事前審査制度の活用により公害防止に取り組むとともに、公害防止協定を締結し、公害の防止・監視に努めます。【環境課】

施策② 環境にやさしい自動車利用

- コミュニティバスの路線新設・運行改善に向けて、地域との話し合い・需要調査を行い、より効率的なバス路線の構築をめざすとともに、既存路線の利用促進に取り組みます。【商工政策課】
- アイドリングストップなど環境にやさしいエコドライブの啓発に努めます。【環境課】

施策③ 生活排水に関する啓発と処理施設の整備

- 長期的な整備計画にもとづいて公共下水道整備事業を行い、公共用水域の水質保全に努めます。【下水道建設課】
- 戸別啓発や広報活動などにより公共下水道の水洗化率の向上に努めます。【下水道建設課】
- 農業集落排水事業で適正な維持管理を行い、水質保全に努めます。【農村整備課】
- 合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助し、設置を促進します。【環境課】
- 浄化槽の適正な維持管理など生活排水による汚濁負荷の低減のための啓発活動に取り組みます。【環境課】

(4) 行政の取組目標

- 工業団地に誘致される企業との公害防止協定：締結率 100%
- コミュニティバスの年間利用者数（廃止代替バス含む）：176,732 人（2016（H28）年度）
→187,000 人（2019（H31）年度）
- 公共下水道の人口普及率：53.7%（2016（H28）年度）→58.0%（2019（H31）年度）

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 日常生活で発生する騒音や振動、所有地の草木を適正に管理し、近隣の人に迷惑をかけるないようにします。
- 野焼きや基準に適合しない焼却炉の使用は行いません。
- 自動車を運転する時は環境にやさしいエコドライブを実践します。
- パーク・アンド・ライドなど、多様な公共交通を自発的に上手く使うよう努めます。
- 公共下水道が整備されたら、下水道につながります。
- 浄化槽を適正に管理します。
- 洗剤を適量で使用する、食べ残しを排水溝に流さないなど、排水による環境負荷の低減に努めます。

分野別ビジョン 安全で快適かつ、暮らしの中で松阪らしさが感じられるまち

基本方針 安全安心、快適な生活環境の創造

施策テーマ 景観の保全と文化財の保護・活用

殿町の武家屋敷や本町・魚町の商家などのまちなみといった歴史的な景観、豊かな自然環境と文化が織りなす多様な地域景観、松坂城跡や旧飯南郵便局局舎など、市内に広く点在する文化財などは、松阪らしさが感じられる地域特性です。文化財の保護・活用を進めるとともに、地域に根ざした景観を守り、育てることで歴史文化の薫るまちをめざします。また、景観条例などにもとづく届出制度を運用し、魅力ある景観のまちをめざします。

(1) 現状

国の重要文化財に指定されている「御城番屋敷」および本殿町・上殿町³⁰の武家屋敷などの歴史的な景観の保全に取り組んでいます。また、「松坂城跡」などの史跡の環境整備および「旧長谷川邸」などの文化財建造物の維持管理を行い、施設の公開や各種体験イベント・講演会などの啓発活動を行っています。また、景観条例などにもとづく届出制度を運用し、景観保全に努めています。

(2) 課題

松阪市を代表する歴史的に貴重な殿町の武家屋敷の景観保全を将来にわたって継承していく必要があります。

文化財建造物などの有形文化財の修理や史跡整備には多額の費用が必要となり、その手法・目的について市民の理解を得る必要があります。

景観形成の誘導や景観重点地区³¹の指定、周辺景観と調和した屋外広告物の指導、違反広告物の撤去などにより、景観を保全する必要があります。また、市民や事業者の景観保全意識を高める必要があります。

(3) 施策および事業

施策① 歴史的な景観の保全

- 補助金制度の活用を促進することにより、「御城番屋敷」および本殿町・上殿町の武家屋敷の文化的景観の大切な構成要素である生垣などの保全に取り組みます。【文化課】
- 補助金制度の活用を促進することにより、景観重点地区の歴史的なまちなみ景観の保全に取り組みます。【都市計画課】

施策② 文化財の保護・活用

- 市内に所在する指定文化財などを適切に保存・保護し、また、観光資源として生かすことで、地域の活性化を図ります。【文化課】

³⁰ 殿町の松阪カトリック教会から都市計画道路高町松江岩内線（通称：商業通り）までの通りに面した区域。

³¹ 松阪市景観計画区域のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区として位置づけられた重点地区（候補）で、地域住民の合意を得て指定した地区。

施策③ 景観の保全

- 景観条例・景観計画などにもとづく届出制度を運用し、まちなみにあった景観誘導に取り組みます。【都市計画課】
- 美しい景観づくりへの意識を高めるため、市民や事業者とともに景観保全・啓発に取り組みます。【都市計画課】
- 屋外広告物の設置・管理などについて、規制や誘導を行い、景観形成に取り組みます。【都市計画課】

(4) 行政の取組目標

- 景観重点地区の指定：3地区（2015（H27）年度）→4地区（2019（H31）年度）
- 景観保全に対する意識の啓発を目的に景観絵画コンクールなどの実施：1回/年

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 貴重な文化財を大切にします。
- 歴史的なまちなみなどの景観を守ります。

分野別ビジョン 安全で快適かつ、暮らしの中で松阪らしさが感じられるまち

基本方針 安全安心、快適な生活環境の創造

施策テーマ 快適な生活環境の創造

都市公園や緑地は、うるおいある美しい景観の形成、防災性の向上といった役割に加え、自然とのふれあいやレクリエーション活動、文化活動などの多様な活動の拠点にもなります。都市公園・緑地に対する市民の多様なニーズに応えることで、緑豊かで心安らぐまちをめざします。また、みんなが快適に利用できる施設の整備や近隣でのマナーを守り、すべての人にとって暮らしやすいまちをめざします。

(1) 現状

松阪公園・カネボウ跡公園・宝塚古墳公園をはじめ、424箇所公園が整備されており、市民1人当たりの都市公園面積は9.74m²となっています。また、暮らしに身近な緑の保全・創出に向けて、苗木などの配布や公共施設の樹木などの維持管理を行っています。

バリアフリーについては、学校施設改修の際に施設のバリアフリー化を進めています。また、「松阪市民バリアフリー推進チーム」と連携し、バリアフリー化の点検・調査や普及・啓発活動などに取り組んでいます。

飼い犬・飼い猫を対象として、去勢・避妊手術費の一部を補助しています。

(2) 課題

公園整備については、多様化する市民のニーズに対応し、社会環境の変化にあった整備が必要です。

古い校舎・施設・道路・住宅団地にある公園では、バリアフリー化が遅れています。また、校舎内の段差解消などのバリアフリー化については、大規模な改修に併せて対応する必要があります。

松阪保健所管内の狂犬病予防注射の接種率は、全国平均を下回っています。

(3) 施策および事業

施策① 公園・緑地の整備と緑化意識の啓発

- 総合運動公園整備事業および都市公園整備事業により公園・緑地の整備を行います。【土木課】
- 緑化月間や都市緑化月間などに花種を配布し、市民の意識啓発を行います。【土木課】
- 苗木などの配布や公共施設の樹木などの維持管理を行い、緑化推進に努めます。【林業振興課】

施策② バリアフリーの推進

- 道路橋りょう事業や都市公園整備事業において、バリアフリー化を考慮した整備を行います。【土木課】
- 学校施設のバリアフリー化に努めます。【教育総務課】
- 「松阪市民バリアフリー推進チーム」と連携し、バリアフリー化の点検・調査や意見交換を行います。【地域福祉課】

施策③ 動物の適正な飼養の促進

- 関係機関と連携して愛護意識の向上と適正な飼養の啓発などを行います。【環境課】
- 飼い猫などを対象として、去勢・避妊手術費の一部を補助します。【環境課】

(4) 行政の取組目標

- 市民 1 人当たりの都市公園面積：毎年 0.1m² 上乘せ
- 緑化苗木などの配布：10 自治会/年
- 樹木剪定と植栽の実施：25 箇所/年
- 動物愛護意識の向上のための啓発：3 回/年

自分のこと化

市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 公園をきれいに利用します。
- 緑を大切にします。
- 道路の破損や危険箇所を見つけたら、いち早く通報します。
- 動物の適正飼養と犬の登録、狂犬病予防注射の接種をします。

コラム⑤

松阪市みんなでまちをきれいにする条例

「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」は、松阪市に暮らす人、働く人、学ぶ人、訪れる人など、みんなで協力して清潔で快適かつ安全な生活環境を実現することを目的として、2014（H26）年に施行されました。

「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」では、公共の場所でのごみ類のポイ捨てや飼い犬などのふんの放置を禁止するとともに、路上喫煙をする際はたばこの吸い殻を携帯用吸い殻入れに入れて持ち帰ることなどが定められています。また、2015（H27）年より松阪駅周辺、通り本町・魚町一丁目・松坂城跡周辺、市場庄伊勢街道を、県内初の路上喫煙禁止区域に指定しています。

その他、日常的な清掃や啓発活動に取り組むなど、一人ひとりがマナーを守り、みんなで松阪市をきれいにしていくための条例です。



資料：松阪市 HP

4.4 ムダなく資源が循環し、モノを大切にすることを育むまち

分野別ビジョン

ムダなく資源が循環し、 モノを大切にすることを育むまち

暮らしの中から生まれるごみを資源として有効にムダなく活用することにより、循環型地域社会の実現に向けて、モノを大切にすることを育むまちをめざします。

基本方針

循環型地域社会の構築

環境目標

項目	現状値 (2016年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
ごみを減らしたり、ごみを再利用する取組の満足度*	3.20 (2017年度)	3.36	3.52
1人1日当たりごみ排出量（集団回収を除く）	896g/人・日	861g/人・日	822g/人・日 (2026年度)

* 「市民意識調査」の満足度を5点満点で点数化し、回答数で除したもの。調査時の平均は2.90。

施策体系

【施策テーマ】

(1) ごみの減量化と再使用・再資源化の促進

(2) ごみの適正処理の推進

【施策】

① 3Rの促進

② 市民・事業者のごみ減量・再資源化の取組の支援

① ごみ処理施設の適正な維持管理の推進

② ごみの収集業務の円滑化

③ 不法投棄の防止

分野別ビジョン ムダなく資源が循環し、モノを大切にすることを育むまち

基本方針 循環型地域社会の構築

施策テーマ **ごみの減量化と再使用・再資源化の促進**

製品の生産から流通・消費にいたる各段階で、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不要物は最大限資源として有効活用される循環型地域社会の構築に向けて、市民・市民団体・事業者・行政の各主体がごみの減量化と再使用・再資源化に取り組み、地域でムダなく資源が循環するとともに、モノを大切にすることを育むまちをめざします。

(1) 現状

ごみの減量化と再使用・再資源化に向けて、市広報や市ホームページなどを活用して 3R の取組に関する情報発信を行っています。

また、レジ袋有料化によるマイバッグ持参運動の促進、生ごみ堆肥化に向けた講座開催や補助事業、松阪市 3R サポーターの登録・活動支援など、市民や事業者のごみの減量化と再使用・再資源化の取組を進めています。

(2) 課題

第一次計画を策定した 2007（H19）年度と比較すると、ごみの総排出量は減ったものの、環境目標である 1 人 1 日当たりのごみ排出量は目標値には達していません。引き続き、各種広報媒体を活用し、3R に関する情報の発信や啓発活動を行っていく必要があります。

(3) 施策および事業

施策① 3R の促進

- ごみの減量と分別意識の向上をめざし、ごみの分け方・出し方などの分かりやすいパンフレットを作成します。【清掃政策課】
- 食品ロス（まだ食べられるのに廃棄される食品）を削減し、食品廃棄物の発生を抑制する啓発に取り組みます。【清掃政策課】
- 不用品をごみとせず、再使用を促進するよう啓発に取り組みます。【清掃政策課】
- 環境にやさしい商品の購入を促進するよう啓発に取り組みます。【清掃政策課】

施策② 市民・事業者のごみ減量・再資源化の取組の支援

- 家庭から出る生ごみの減量化を進めるため、生ごみの堆肥化事業や補助制度の充実に努めます。【清掃政策課】

(4) 行政の取組目標

- ごみの分け方・出し方に関するパンフレットの作成
- 生ごみ堆肥化容器など購入補助：70 件/年
- 3R に関する環境講座の開催：16 回/年（2016（H28）年度）
→30 回/年（2019（H31）年度）

【Reduce : リデュース（発生抑制）】

- ごみの分別排出を徹底します。
- 生ごみの水切りをするなど、ごみの減量化に努めます。
- 生ごみ堆肥化容器など購入補助制度を活用し、生ごみの堆肥化に取り組みます。
- 食材を使い切る工夫をする、外食時には食べきれる量の料理を注文するなど、食品ロスの削減に取り組みます。
- 買い物にはマイバッグを持参する、できる限り詰め替え可能な商品や簡易包装の商品を選択するなど容器包装廃棄物の排出を抑えます。
- 松阪市 3R サポーターに登録し、地域のリーダーとしてごみの減量化に対する啓発活動を行います。
- 事業所の事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画書を作成し、計画を実行します。
- レジ袋などを極力配布しないようにする、過剰包装を自粛するなど、容器包装廃棄物の排出を抑えます。
- 製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮して、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入するグリーン購入に努めます。
- 外食産業では、食べ残しが無かった場合にメリットを付与するなどのサービスを通じて、食べ残しの削減に取り組みます。

【Reuse : リユース（再使用）】

- 使い捨て品の使用はできるだけ避けて、再使用できる製品を使うようにします。
- 積極的にリユース容器を使用し、定められた場所に返却します。
- 再使用、再生利用しやすい商品の開発・販売に努めます。

【Recycle : リサイクル（再生利用）】

- 市が行っている補助金交付事業や店頭回収などを有効活用し、資源物をできる限りリサイクルできるようにします。

分野別ビジョン ムダなく資源が循環し、モノを大切に作る心を育むまち

基本方針 循環型地域社会の構築

施策テーマ **ごみの適正処理の推進**

やむを得ず排出された廃棄物について、不法投棄やポイ捨てが行われることなく、適正に処理が行われるよう、ごみの不法投棄対策を進めるとともに、長期的な視点からごみ処理施設の維持管理や収集体制の構築を進め、ごみの処理による環境負荷が少ないまちをめざします。

(1) 現状

2015（H27）年4月に松阪市クリーンセンターが稼働し、松阪市リサイクルセンター、松阪市一般廃棄物最終処分場と合わせて、ごみ処理施設の適正な維持管理に努めています。また、松阪市クリーンセンターの稼働に合わせて、市内全域でのごみ処理を一元化し、直営および業務委託でのごみ収集業務を行っています。

ごみの不法投棄防止のため、パトロールおよび市広報での啓発を定期的に行っています。

(2) 課題

ごみ処理施設の性能を維持し、長期的に利用していくため、適正な運転と維持管理が重要ですが、特に松阪市リサイクルセンターは各施設の老朽化が進んでおり、施設毎の延命化の検討も必要です。また、未曾有の災害などが発生した際に想定されるごみ処理による環境負荷への低減も考える必要があります。

不法投棄防止のためのパトロール・啓発を広域的に行う必要があります。

(3) 施策および事業

施策① ごみ処理施設の適正な維持管理の推進

- 施設の適正な運転・維持管理を徹底することにより、ダイオキシン類などの有害物質の排出を抑制するなど、一層の環境負荷の低減に努めます。【清掃施設課】
- 2026（H38）年度で松阪市一般廃棄物最終処分場の埋立が終了することを見据え、次期最終処分場の整備について検討します。【清掃政策課】

施策② ごみの収集業務の円滑化

- 地域・事業者との連携を密にして効率的に収集作業が行えるように努めます。【清掃事業課】

施策③ 不法投棄の防止

- 不法投棄防止のためのパトロールの強化・啓発を行います。【清掃事業課】
- 不法投棄防止は、広域的な取組が必要であるため、明和町・多気町・大台町・国・県・警察とも連携・情報共有し、啓発や対策を強化します。【清掃事業課】

(4) 行政の取組目標

- 不法投棄防止のためのパトロールの実施：3回/月

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

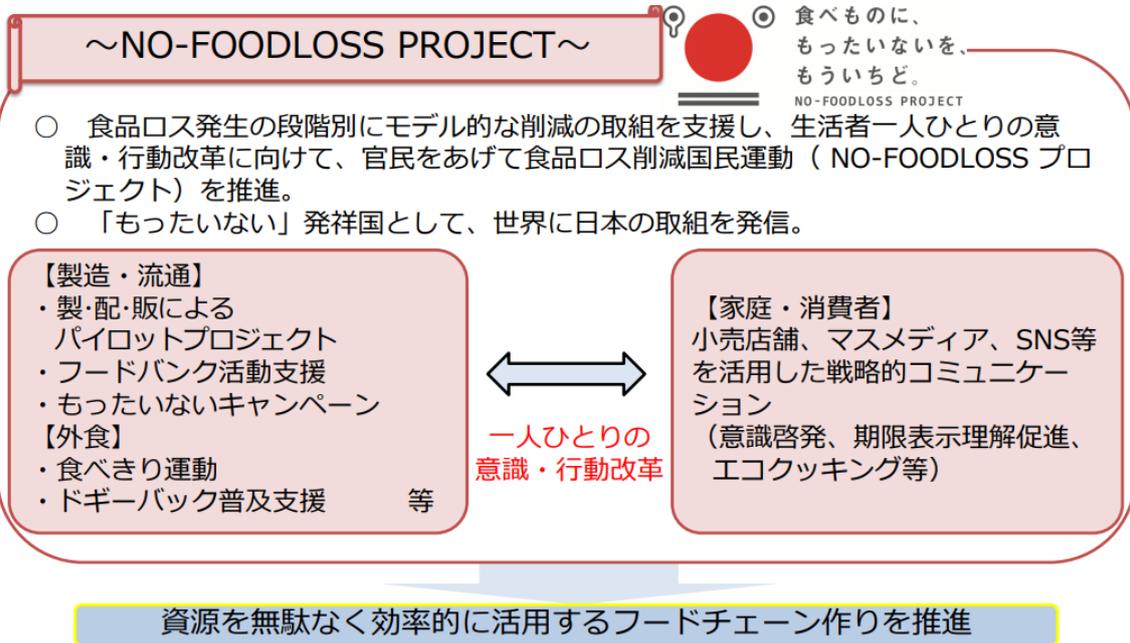
- 市のルールに沿ったごみの分別排出を徹底します。
- 地域の清掃活動に参加します。
- ごみのポイ捨てをしません。

コラム⑥

食品ロス

日本では、年間 2,775 万トンの食品廃棄物などが出されており、このうち、食品ロス（まだ食べられるのに廃棄される食品）は 621 万トンで約 22.3%を占めています（2014（H26）年度推計値）。また、食品ロスを国民一人当たりで換算すると、「お茶碗約 1 杯分（約 134g）の食べもの」が毎日捨てられている計算になります。

食品ロスは、食品メーカーや卸売・小売店、飲食店、家庭など、「食べる」ことに関係するさまざまな場所で発生しています。国では、「もったいない」という言葉の発祥地として、食品ロス削減にこうしたフードチェーン全体で取り組んでいくため、官民連携による食品ロス削減に向けた国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」を展開しています。



資料：農林水産省 HP

4.5 低炭素社会の実現に向けて環境にやさしい生活ができるまち

分野別ビジョン

低炭素社会の実現に向けて 環境にやさしい生活ができるまち

環境に配慮したライフスタイルの実践や地域の特性を活かした自然エネルギーの利用など、低炭素社会の実現に向けてみんなで環境にやさしい生活ができるまちをめざします。

基本方針

地球温暖化対策の推進

環境目標

項目	現状値 (2016年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
1人1日当たりエネルギー消費量 (電気)	7.25kWh/人・日	現状から 増やさない	現状から 増やさない
低炭素建築物新築等および長期優良住宅建築等計画認定数	164件	170件 (累計850件)	170件 (累計1,700件)

施策体系

【施策テーマ】

(1) 環境に配慮したライフスタイルの実践

【施策】

① 家庭・事業所の省エネルギーの取組の促進

② 率先した省エネルギーの取組の推進

(2) 多様な手法による地球温暖化対策の推進

① 地域と調和した新エネルギーの普及・啓発

② 率先した二酸化炭素の排出削減に向けた取組の推進

③ 自治体新電力事業を活用した低炭素社会の実現

分野別ビジョン 低炭素社会の実現に向けて環境にやさしい生活ができるまち

基本方針 地球温暖化対策の推進

施策テーマ 環境に配慮したライフスタイルの実践

人々の価値観やライフスタイル・ワークスタイルのあり方は、エネルギーの消費や温室効果ガス³²の排出に大きく関わっており、低炭素社会の実現にあたっては、価値観や暮らし方、商品・サービスの選択などを、低炭素を意識したものに交換する必要があります。日常生活の中で、エネルギーを賢く使用する、環境に配慮したライフスタイルが広く定着した社会をめざします。

(1) 現状

まちなか避暑地キャンペーンやライトダウンキャンペーンなどの呼びかけを行い、市民・事業者による省エネルギーの取組を促進しています。

公共施設では、「エコフイスアクションプログラムまつさか」にもとづき、グリーン購入法³³に対応した機器の採用、不要箇所の照明器具の取り外しや使用していないエリアの消灯を行うなどの節電を率先して行っています。

(2) 課題

民生部門（家庭・業務）の温室効果ガス排出量の削減のために、省エネルギーの取組のさらなる促進と、省エネルギー製品の普及が必要です。

公共施設のさらなる省エネルギーの取組を進めるためには、設備更新などが必要です。

(3) 施策および事業

施策① 家庭・事業所の省エネルギーの取組の促進

- 省エネルギーの取組も含め、環境に配慮した生活様式の普及に取り組みます。【環境課】
- 多様な情報媒体を利用して、環境にやさしい具体的な行動事例を紹介していきます。【環境課】

施策② 率先した省エネルギーの取組の推進

- 省エネルギー型の公共施設（庁舎）の整備を進め、率先して効率的なエネルギー利用に努めます。【財務課】
- 市の公用車への積極的な低公害車の導入を進めます。【財務課】

(4) 行政の取組目標

- 設備更新時の高効率機器の導入
- 市の公用車（財務課管理分）への低公害車の導入：37台/46台（2016（H28）年度）
→41台/46台（2022（H34）年度）

³² 地球温暖化を進行させる大気中のガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。

³³ 環境に配慮した製品を率先して購入することや、そのための情報提供などについて定める法律。

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 家庭・事業所の節電・節水に努めます。
- 電化製品を購入する際には、節電型・節水型製品を選ぶように努めます。
- 冷蔵庫はつめすぎないようにします。
- エアコンは2週間に1度フィルターの掃除をします。
- 緑のカーテン、すだれやよしずを利用します。
- 不要な照明は消します。

コラム⑦

COOL CHOICE

「COOL CHOICE」とは、国が掲げる温室効果ガス排出量の削減目標達成のため、省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策につながる、また、快適な暮らしにもつながる「賢い選択」をしていこうという取組です。



日頃の小さな選択が、
未来を大きく変えていく。



LEDが照らし出すのは、
環境に優しい未来です。



電車で旅行。
景色を楽しむ時間は、
地球に優しい時間でもあります。



エコドライブ、
ふんわりアクセルを踏めば、
温暖化にブレーキがかかる。



電気を消した2時間は、
いつもと違う話ができる2時間だ。



冷房なしでも快適な服。
それを選ぶのも、オシャレな人だ。



上手に使えば、
カーテンは冷房にも暖房にもなる。



上手なラッピングとは、
必要に応じた包装を選ぶこと。



残さず食べる。
食べ物を大切にすることは、
CO₂だって減らしている。



地域の環境ボランティアに
参加する。
その影響は、地球規模です。



図書館は、
冷房だって貸してくれる。



あなたが残業すると、
電気まで残業になる。



クールチョイス 検索

InstagramであなたのCOOL CHOICEを投稿し29! #coolchoice

資料：環境省 HP

分野別ビジョン 低炭素社会の実現に向けて環境にやさしい生活ができるまち

基本方針 地球温暖化対策の推進

施策テーマ 多様な手法による地球温暖化対策の推進

地球温暖化の大きな原因となっている二酸化炭素の排出量を減らすため、地域特性をいかした木質バイオマスなどの新エネルギーについて、地域と調和した導入となるよう普及・啓発を進めます。また、多様な手法による地球温暖化対策を検討します。

(1) 現状

未利用間伐材を木質バイオマス発電の燃料として有効活用するため「森林活（もりかつ）プロジェクト」に取り組み、地域産材の利用拡大を進めています。

公共施設では、省エネルギー設備の導入や職員個人の省エネルギー意識の徹底により、温室効果ガス排出量を2014（H26）年度までに2010（H22）年度比8.3%削減しました。

(2) 課題

地域と調和した新エネルギーの普及・啓発について検討する必要があります。

(3) 施策および事業

施策① 地域と調和した新エネルギーの普及・啓発

- 間伐材などの未利用資源を木質バイオマスとして利用促進するなど、地域資源の高度利用を通して地域産業を活性化させます。【林業振興課】
- 三重県などの関係機関と連携し、新エネルギーの利活用に向けて普及・啓発を進めます。【環境課】

施策② 率先した二酸化炭素の排出削減に向けた取組の推進

- 「環境マネジメントシステム」を運用することで、率先してエコオフィスを実践するとともに、事業所の省エネルギー化を促進するため、適切な情報提供に努めます。【環境課】
- 地球温暖化対策を進めるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」にもとづく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を検討します。【環境課】

施策③ 自治体新電力事業を活用した低炭素社会の実現

- 松阪市クリーンセンターで発電した電力を公共施設などで使用する新電力事業に取り組み、公共施設での二酸化炭素排出量の抑制をめざします。【環境課】

(4) 行政の取組目標

- 市の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減：2021（H33）年度までに 2015（H27）年度比で 10.5%削減

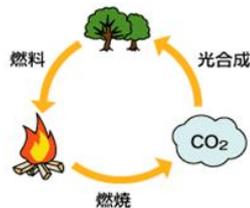
自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 積極的に新エネルギーを使用します。
- 生活の中での二酸化炭素の排出削減に努めます。
- 家庭や事業所で省エネルギーの取組を継続します。

コラム⑧

バイオマス活用の取組

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石燃料を除いたもの」と定義されています。バイオマスは、大気中の二酸化炭素を新たに増やさない「カーボンニュートラル」な資源といわれています。

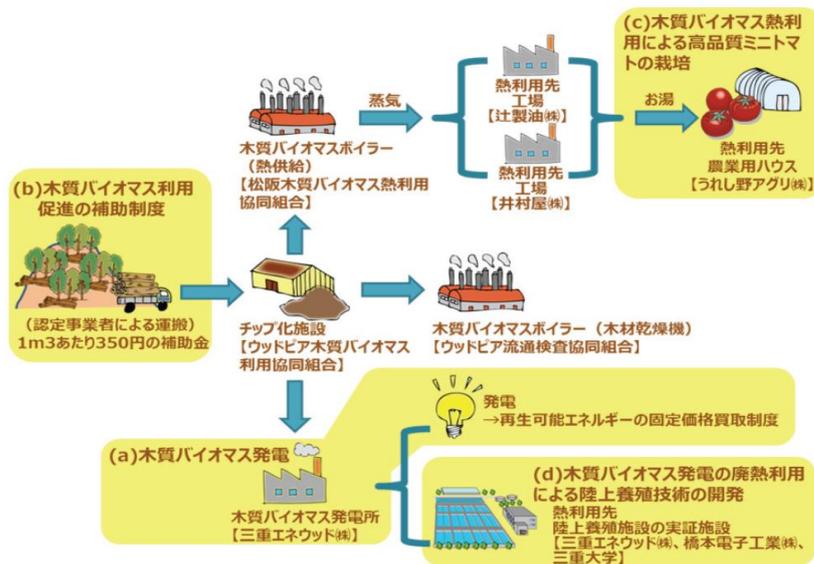


カーボンニュートラル

植物は、光合成で CO₂ を吸収し、燃やすと CO₂ を排出します。その循環は、地球全体の CO₂ を増加させません。

松阪市では、2014（H26）年 3 月に、三重県下で初となる「松阪市バイオマス活用推進計画」を策定しました。計画では、バイオマス活用量が増えることをめざし、豊富な森林資源を活かした木質バイオマス関連事業の推進、民間活力による新産業の創出、体系的なバイオマス学習の推進の 3 つの方針を示して取組を進めることとしています。

現在、民間事業者によるバイオマス発電、バイオマス熱利用による農作物の栽培などが取り組まれています。



資料：松阪市バイオマス活用推進計画（H26.3 松阪市）

4.6 20年・30年先の松阪の環境を考え、みんなで協力して行動できるまち

分野別ビジョン

20年・30年先の松阪の環境を考え、 みんなで協力して行動できるまち

環境教育・環境学習を充実し、多様な主体が協働して実践できる環境保全活動を活性化することで、すべての人が自ら進んで環境づくりに取り組むまちをめざします。

基本方針

環境教育・環境学習の充実

環境目標

項目	現状値 (2016年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
三重県環境学習情報センターを活用した環境学習の園児・児童・生徒数	1,001人	1,000人 (累計5,000人)	1,000人 (累計10,000人)
各公民館での環境関連講座の受講者数	103人	150人 (累計750人)	150人 (累計1,500人)

施策体系

【施策テーマ】

(1) 環境教育・環境学習の推進

【施策】

① ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を踏まえた環境教育・環境学習の充実

② 三重県環境学習情報センターなどとの連携

(2) 環境保全活動の活性化

① 松阪市環境パートナーシップ会議などの協働体制の推進

② 人材の育成および環境情報の提供

分野別ビジョン 20年・30年先の松阪の環境を考え、みんなで協力して行動できるまち

基本方針 環境教育・環境学習の充実

施策テーマ 環境教育・環境学習の推進

20年・30年先の松阪の環境を考え、持続可能な社会の構築のために行動できる人の育成を目的として、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるESDの視点を踏まえた環境教育・環境学習の推進に取り組みます。

(1) 現状

松阪市では、PDCAサイクルを取り入れた松阪市版の学校環境ISOの取組「学校エコチャレンジ」や「学校環境デー（毎年6月5日）」を設定して、小学校・中学校がそれぞれ創意工夫して環境保全に取り組んでいます。また、森林環境の保全や整備について学ぶ森林環境教育、夏休みに親子で参加する親子環境学習会などを行っています。保育園・幼稚園では、絵本を通して環境問題を知る、ごみの分別やリサイクルなど環境に関心をもつ、行動に移す力がつくような保育に取り組んでいます。

(2) 課題

めざすべき環境像の実現に向けて環境教育・環境学習を継続していくとともに、「三重県環境保全活動・環境基本方針」にもとづく「学校環境デー」の取組の周知や内容の充実を行う必要があります。保育園・幼稚園では、保護者と一緒になって、低年齢でも環境に興味をもてるような保育に努めていく必要があります。

三重県の環境学習、環境情報発信の拠点である「三重県環境学習情報センター」と連携した取組の充実が求められます。

(3) 施策および事業

施策① ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を踏まえた環境教育・環境学習の充実

- 学校エコチャレンジに継続して取り組み、各学校の環境教育・環境学習を充実させます。【学校支援課】
- 「学校環境デー」を中心として各学校が環境保全の取組を行います。【学校支援課】
- 各保育園・幼稚園が年齢に応じ、環境に興味をもてるような取組を行い、意識を高めていきます。【こども未来課】
- 親子環境学習会を行います。【環境課】
- 市内の小学生を対象に森林環境教育を行います。【林業振興課】
- 自然とふれあうことのできる体験学習の充実など環境学習の場の提供に努めます。【生涯学習課】

施策② 三重県環境学習情報センターなどとの連携

- 三重県環境学習情報センターなどと連携して、環境教育・環境学習に関する情報の提供に努めます。【環境課】

(4) 行政の取組目標

- 「松阪市学校環境 ISO」の認定更新：全市立小中学校（小学校 36 校、中学校 11 校）
- 環境に興味をもつ、自然を大切に作る保育の実施：全保育園・幼稚園（保育園 21 園・幼稚園 19 園）

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 環境教育・環境学習に積極的に取り組みます。
- 環境に関する情報を収集し、理解を深めます。
- 環境に関する各種行事に参加します。

コラム⑨

持続可能な開発のための教育（ESD）

ESD とは、Education for Sustainable Development の略で、持続可能な社会の担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育のことです。

2014（H26）年 11 月、名古屋市で「持続可能な開発のための教育（ESD）世界会議」が開催され、国連 ESD の 10 年（2005（H17）年～2014（H26）年）の活動成果の確認が行われるとともに、2015（H27）年以降の ESD の取組を推進するための「グローバル・アクション・プログラム」が発表されました。これには、ESD への若者や地域コミュニティの参加の促進、ESD を実践する教育者の育成などの必要性などが示されています。



資料：環境省 HP

分野別ビジョン 20年・30年先の松阪の環境を考え、みんなで協力して行動できるまち

基本方針 環境教育・環境学習の充実

施策テーマ 環境保全活動の活性化

市民・市民団体・事業者・行政が協働して環境にやさしい行動を実践し、次世代に「うるおいある豊かな環境にまつまられるまち まつさか」をバトンタッチできるよう、松阪市環境パートナーシップ会議などの協働体制のさらなる充実に取り組みます。

(1) 現状

市内では、地域主体による清掃活動などの環境保全活動が行われています。また、松阪市環境パートナーシップ会議を中心とした環境フェア、緑のカーテンコンテスト、会員を対象とした学習会の開催、松阪市3Rサポーターの結成や定期的な研修会開催などによる情報交換などが行われています。

また、家庭での省エネルギーの取組など市広報や市ホームページなどを通じて情報発信しています。

(2) 課題

松阪市環境パートナーシップ会議の活動活性化や、松阪市3Rサポーターの登録者数を増やし、環境講座を充実させるとともに、市民・市民団体・事業者と協働し、環境にやさしい行動の普及を進める必要があります。

毎年発行している松阪市環境基本計画年次報告書の内容の充実を検討し、各主体の取組の契機となるように広く公表していく必要があります。

(3) 施策および事業

施策① 松阪市環境パートナーシップ会議などの協働体制の推進

- 松阪市環境パートナーシップ会議を推進母体として、環境にやさしい行動を市域に広める活動を進めます。【環境課】
- 各種団体などと連携して、地域の環境教育・環境学習のリーダーの育成と継続的な活動への支援に努めます。【清掃政策課】

施策② 人材の育成および環境情報の提供

- 住民協議会の事務局員を対象として、環境への意識を高める研修を行います。【地域づくり連携課】
- 松阪市環境パートナーシップ会議による環境活動の取組事例など、環境にやさしい行動の支援につながる情報を収集し、分かりやすく市民に提供します。【環境課】
- 環境情報の提供に際しては、市広報や市ホームページなど多様な情報伝達手段を積極的に活用します。【環境課】

(4) 行政の取組目標

- 松阪市3Rサポーター研修会の開催：3回/年
- 住民協議会事務局員研修の環境に関するテーマの採用：1回/年

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 松阪市環境パートナーシップ会議へ参加、あるいは主催するイベントなどに参加します。
- 松阪市3Rサポーターに登録し、理解を深めるよう努めます。

コラム⑩

松阪市環境パートナーシップ会議

松阪市環境パートナーシップ会議では、「緑のカーテンプロジェクト」「環境フェアプロジェクト」「啓発活動プロジェクト」「省エネ活動プロジェクト」の4つのプロジェクトを中心に活動を行っています。「緑のカーテンプロジェクト」では、毎年緑のカーテンコンテストを開催しており、松阪市内の家庭、事業所、団体、学校などで緑のカーテンに取り組んでいる方を募集・表彰しています。「環境フェアプロジェクト」では、毎年9月に「環境フェア」を開催し、松阪市環境パートナーシップ会議の活動紹介をはじめ、環境に関するさまざまな情報発信を行っています。その他、会員向けの学習会の開催や環境パートナー通信の発行などを行っています。

めざすべき環境像「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」の実現に向け、市民・市民団体・事業者・教育機関・行政それぞれが得意分野を活かしながら、協働して環境にやさしい行動を実践することを目的としています。

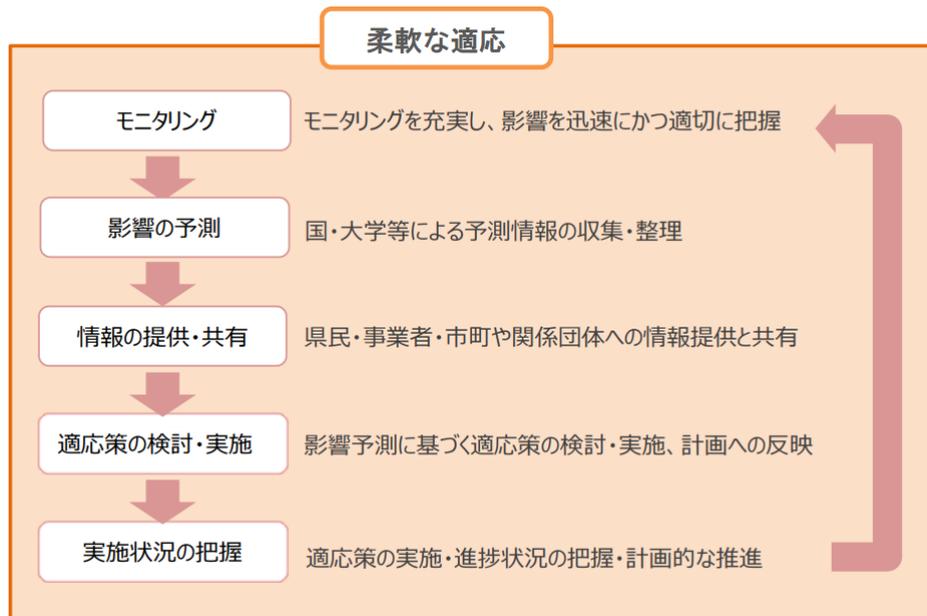


地球温暖化の影響への適応策

地球温暖化への対策は、地球温暖化の原因となっている温室効果ガス排出量の削減や、植林などによって吸収量を増やすような「緩和策」と、地球温暖化による気候変化に対して社会・経済システムを調整することによってその悪影響を軽減する「適応策」に大別できます。

国では、2015（H27）年 11 月に、気候変動によるさまざまな影響に対して政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しています。計画では、①農業・林業・水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活・都市生活の 7 分野について、施策の基本的方向性を示しています。

また、三重県では、国の「地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画等支援事業」を受け、2016（H28）年 4 月に「三重県の気候変動影響と適応のあり方について」報告書を作成しています。この中で、不確実性を伴う長期的な課題である気候変動の影響に対して適切に把握するため、モニタリングの実施や最新の予測情報を把握し、情報提供を行っていくこと、モニタリングや気候変動予測情報にもとづき、適応策の検討と柔軟な対応を進めていくことを示しています。



資料：「三重県の気候変動影響と適応のあり方について」報告書（H28.4 三重県）

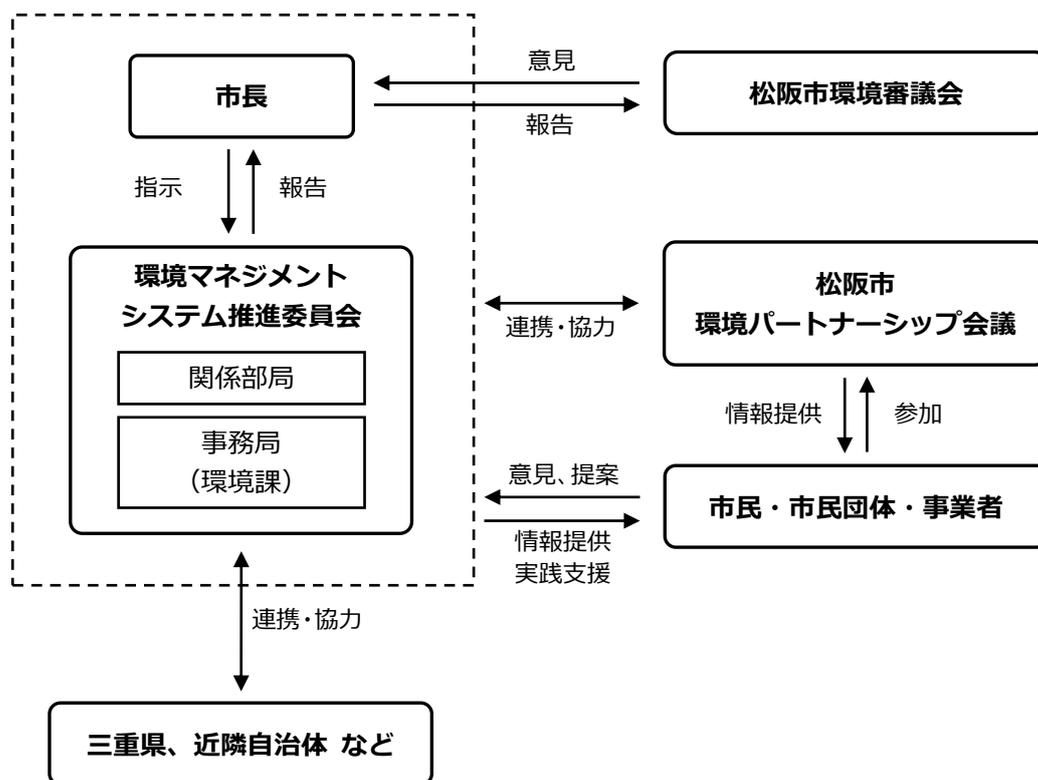
第5章 計画の推進

この章では、めざすべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に関する取組を効果的かつ効率的に進めるための体制と進行管理の方法を整理します。

第5章 計画の推進

5.1 計画の推進体制

環境基本計画を着実に推進するため、2011（H23）年度より運用している環境マネジメントシステム「Matsusaka-EMS」を活用して施策および事業を進めます。また、条例にもとづき設置された松阪市環境審議会、市民・市民団体・事業者の各主体が協働して環境にやさしい活動を実践することを目的として2009（H21）年に設置された松阪市環境パートナーシップ会議と連携することで、市民・市民団体・事業者の行動を促すとともに、これら各主体との協働により事業を進めます。



(1) 松阪市環境審議会

条例にもとづき、環境基本計画に関する事項やうるおいある豊かな環境の保全と創造に関する事項について年次報告書などをもとに審議を行い、市長に意見を述べ、計画を効果的に進めます。



(2) 松阪市環境パートナーシップ会議

市民・市民団体・事業者・行政の協働により、「環境にやさしい行動指針」の普及・啓発および環境保全活動の実践を行い、環境にやさしい行動を市域全体に広げます。

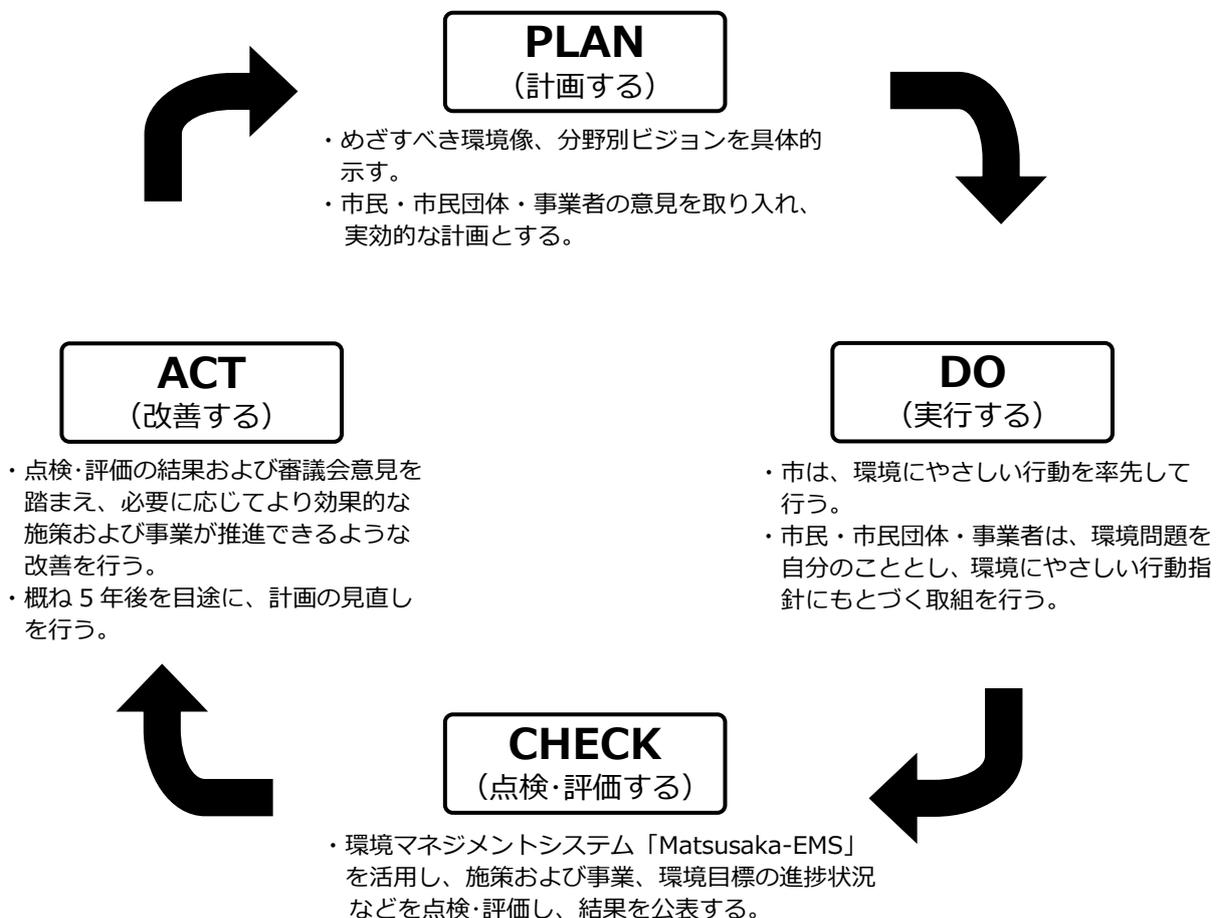


(3) 環境マネジメントシステム推進委員会

環境マネジメントシステム「Matsusaka-EMS」にもとづく推進組織で、環境基本計画にもとづく市の施策の推進と進捗管理を行います。

5.2 進行管理の方法

環境基本計画の進行管理にあたっては、2011（H23）年度より運用している環境マネジメントシステム「Matsusaka-EMS」を活用し、施策および事業の進捗状況や環境目標の達成状況を定期的に点検・評価します。また、松阪市環境審議会へ説明・報告を行い、意見を求め、継続的な改善を行うことにより、施策および事業の効果的かつ効率的な推進を図ります。なお、施策および事業の進捗状況や環境目標の達成状況などについては、条例第 12 条にもとづき、毎年度年次報告書を作成し、市ホームページなどで公表することとします。



第6章 環境にやさしい行動指針

この章では、条例に示されている、計画の推進およびめざすべき環境像の実現に向けた市民・市民団体・事業者・行政の役割を行動指針として示しています。

第6章 環境にやさしい行動指針

6.1 指針策定の位置づけ

環境にやさしい行動指針（以下、「環境行動指針」という。）は、条例第9条第2項により、環境基本計画の一部として策定することが義務づけられています。また、第11条には、「環境行動指針への適合」として、環境行動指針に従って環境に配慮した行動に努めることが明記されています。

なお、第4章 施策の展開で示している「自分のこと化（市民・市民団体・事業者の役割・行動）」については、施策テーマ毎に、環境問題を自分のこととして捉えてもらうための具体的な役割・行動を示しています。環境行動指針は、自分のこと化で示された役割・行動を進める上での大きな方針を示すものです。

松阪市環境基本条例の環境行動指針

第9条第2項

環境基本計画は、市の総合計画の基本構想に即し、次に掲げる事項についても定めるものとする。

- (1) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
- (2) 市、市民、市民団体及び事業者がうるおいある豊かな環境の保全と創造のために行動するうえにおいて配慮すべき指針（環境行動指針）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ長期的に推進するために必要な事項

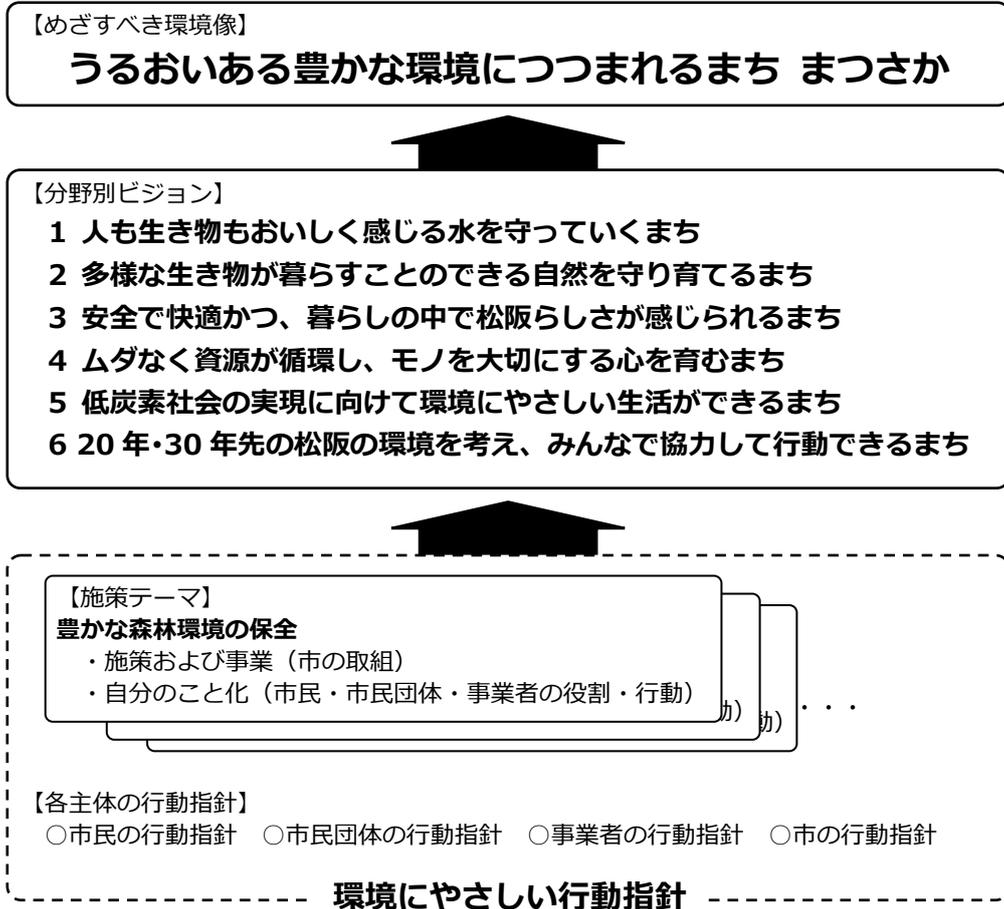
第11条

市民等は、日常生活や事業活動において環境行動指針に従い、環境に配慮した行動に努めるものとする。

（松阪市環境基本条例より）

6.2 指針の構成

環境行動指針は、めざすべき環境像「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」の実現に向け、市民・市民団体・事業者・市の各主体別に配慮すべき行動の方針を示しています。



6.3 指針の推進

環境行動指針の推進にあたっては、松阪市環境パートナーシップ会議を推進母体として、さらに実効性のあるものとして追加、見直しを行っていくとともに、多くの市民に環境行動指針に示された行動を広く普及するよう啓発を推進するものとします。また、より専門的な立場での意見を参考にするため、適時、松阪市環境審議会の意見を聞くものとします。

6.4 市民・市民団体・事業者の行動指針

(1) 市民の行動指針

1. 私たち市民は、めざすべき環境像および分野別ビジョンを共有し、市民団体・事業者・行政と協働しながら、その実現に向けて努力していきます。
2. 私たち市民は、人も生き物もおいしく感じる水を守っていくために、豊かな森林や水辺環境の保全に協力し、水循環の維持に努めます。
3. 私たち市民は、多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てていくために、生き物とのつながりに対する理解を深め、その生息・生育環境を大切にします。
4. 私たち市民は、みんなが安全で快適に暮らすため、公害対策や快適な生活環境づくりに努めます。また、将来にわたって松阪らしさが感じられるよう、豊かな景観や文化財を大切にします。
5. 私たち市民は、ムダなく資源が循環する循環型地域社会の構築に向けて、3Rの推進やごみの適正な排出に心がけるなど、モノを大切にする心を育みます。
6. 私たち市民は、低炭素社会の実現に向けて、環境にやさしいライフスタイルの実践と定着、地域資源を活用した新エネルギーの創出と活用によって、地球温暖化対策を進めます。
7. 私たち市民は、20年・30年先の松阪の環境を考え、みんなで協力して行動していくために、環境に関する理解を深め、子どもたちにバトンタッチできるように努めます。
8. 私たち市民は、上記に示す行動指針のほか、環境問題を自分のこととして捉え、第二次松阪市環境基本計画で示す「自分のこと化」の実践に努めます。

(2) 市民団体の行動指針

1. 私たち市民団体は、めざすべき環境像および分野別ビジョンを共有し、市民・事業者・行政と協働しながら、その実現に向けて努力していきます。
2. 私たち市民団体は、人も生き物もおいしく感じる水を守っていくために、豊かな森林づくりや水辺環境づくりに協力し、水循環の維持に努めます。
3. 私たち市民団体は、多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てていくために、市民などが身近に自然に親しめる機会をつくるなど、その生息・生育環境を大切にします。
4. 私たち市民団体は、みんなが安全で快適に暮らすため、公害対策や快適な生活環境づくりに努めます。また、将来にわたって松阪らしさが感じられるよう、豊かな景観や文化財を大切にします。
5. 私たち市民団体は、ムダなく資源が循環する循環型地域社会の構築に向けて、3Rの推進やごみの適正な排出を呼び掛けるなど、モノを大切にする心を育みます。
6. 私たち市民団体は、低炭素社会の実現に向けて、環境にやさしいライフスタイルの実践と定着、地域資源を活用した新エネルギーの創出と活用によって、地球温暖化対策を進めます。
7. 私たち市民団体は、20年・30年先の松阪の環境を考え、みんなで協力して行動していくために、環境教育・環境学習の機会を充実させます。
8. 私たち市民団体は、上記に示す行動指針のほか、環境問題を自分のこととして捉え、第二次松阪市環境基本計画で示す「自分のこと化」の周知と実践に努めます。

(3) 事業者の行動指針

1. 私たち事業者は、めざすべき環境像および分野別ビジョンを共有し、市民・市民団体・行政と協働しながら、その実現に向けて努力していきます。
2. 私たち事業者は、人も生き物もおいしく感じる水を守っていくために、豊かな森林や水辺環境の保全に配慮した事業の実施に努めます。
3. 私たち事業者は、多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てていくために、動植物の生息・生育環境に配慮した開発に努めるなど、自然と共生できる事業活動に取り組みます。
4. 私たち事業者は、みんなが安全で快適に暮らすため、法律や条例を遵守するほか、近隣住民および環境負荷の低減に配慮した事業活動に努めます。また、松阪の美しい景観・空間づくりに協力します。
5. 私たち事業者は、ムダなく資源が循環する循環型地域社会の構築に向けて、3R に配慮した事業活動に心がけるなど、従業員のモノを大切に作る心を育みます。
6. 私たち事業者は、低炭素社会の実現に向けて、省エネルギー行動の推進と新エネルギーの導入によって、地球温暖化対策を進めます。
7. 私たち事業者は、20年・30年先の松阪の環境を考え、みんなで協力して行動していくために、環境に関する取組を広く公表し、環境教育・環境学習に積極的に取り組みます。
8. 私たち事業者は、上記に示す行動指針のほか、環境問題を自分のこととして捉え、第二次松阪市環境基本計画で示す「自分のこと化」の周知と実践に努めます。

6.5 市の行動指針

(1) 環境施策の推進

市は、第二次計画に盛り込まれた施策の内容に沿って、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関するすべての事業を進めていくことを責務として、めざすべき環境像「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」の実現に向けて取り組みます。

(2) 一事業者としての環境負荷の低減の取組

環境施策を推進する一方で、市は自らも一事業者であることから、省エネルギー・省資源や廃棄物の削減、リサイクルの推進、グリーン購入の実施など、率先して環境への負荷の低減に取り組む必要があります。

このことから、2017（H29）年3月に策定した「エコフィスアクションプログラムまつさか」にもとづき、環境マネジメントシステム「Matsusaka-EMS」と連携して環境にやさしい取組を進めていきます。

エコフィスアクションプログラムまつさかの目的

松阪市は、さまざまな政策や事業を行う行政の主体としての役割のほか、各種の物品の購入・使用や建築物の建築・維持管理など、事業者や消費者として、通常の経済活動の主体としての性格を併せ持っています。

経済活動の主体として地方公共団体の占める位置は大きく、温室効果ガスの排出に大きく関わっています。

松阪市は大規模な事業者であり消費者の立場から、地球温暖化防止のための行動を自ら率先して実行することにより、環境への負荷の低減を図ります。

それとともに、市民・事業者の行う地球温暖化防止に向けての自主的な取組を促進することを目的とします。

私には何ができるかな・・・？

みんなも、自分ができると考えてみよう！！



資料編

資.1 松阪市環境基本条例

平成 17 年 1 月 1 日条例第 149 号

改正

平成 23 年 10 月 18 日条例第 35 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策

第 1 節 基本方針と環境基本計画（第 8 条—第 12 条）

第 2 節 個別の分野における施策（第 13 条—第 19 条）

第 3 節 参画と協働のための施策（第 20 条—第 23 条）

第 3 章 推進及び調査体制等（第 24 条—第 27 条）

第 4 章 委任（第 28 条）

附則

前文

伊勢平野の中央部に位置する松阪市は、西に高見山地より連なる美しい山並みが広がり、これより流れ出る水は、櫛田川、阪内川、中村川などの清らかで力強い流れとなり、東に広がる伊勢湾に注ぎ込んでいる。この山から海まで連なる一連の緑の帯は、肥沃な大地と地域に応じた生態系を育み、私たちはこの恵みを受け自然と共存して発展してきた。

また、蒲生氏郷の松阪開府より、江戸期には松阪商人の活躍を背景に、本居宣長を生みだし、その後も多くの文人墨客を輩出するなど独自の個性ある文化を形づくってきた。

これらの豊かな自然と、先人が築いてきた歴史や文化は、私たちの日常生活に安らぎとうるおいを与え、私たちの生活を内面から豊かにしてくれている。

しかしながら、便利な暮らしを求め続ける私たちは、大量生産、大量消費及び大量廃棄を繰り返すことで、環境への負荷を増大させ、その影響は生物の生存の基盤である地球環境にまで深刻な影響を与えている。

もとより私たちは、松阪市のうるおいある豊かな環境を良好な状態で享受する「権利」を有するとともに、その環境を将来にわたって、守り、育み、さらに引き継いでいかなければならない。

この認識のもと、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、協働して環境の保全と創造に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を実現することを目指し、ここに松阪市環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この条例は、うるおいある豊かな環境を保全し創造するため、基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者の連携のもとそれぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) うるおいある豊かな環境 人と自然の営みが調和し、その中に生まれた独自の歴史や文化が守られ育まれる中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活をおくることができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 うるおいある豊かな環境の保全と創造は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市、市民、市民団体及び事業者が自らの活動と環境のかかわりを認識し、環境にやさしい身近な行動を心がけ、皆の参加のもと持続的に発展することができる循環型地域社会を構築すること。
- (2) すべての生物にとってなくてはならない水の大切さを認識し、人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくため健全な水循環の回復と維持に努めること。
- (3) 多様な生物が生息できる生態系及び自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然そして生物を大切にすることを養い、自然とのふれあいを深め、人と自然との共生が図られること。
- (4) 先人が築きそして引き継いできた歴史文化遺産を発掘、保全及び活用し、これらの所産が、私たちの生活の中に密着したものであるとともに、歴史文化環境の大切さを引き継ぎ伝えていくこと。
- (5) 地球環境保全に関して、個々の環境への負荷の集積が現在の地球環境問題を引き起こしているということを踏まえ、常に松阪市民であるとともに、地球市民であるという意識を持って環境にやさしい行動を実践すること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的

社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定し実施するものとする。

- 2 市は、自ら行う事業の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に努めるものとする。
- 3 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、三重県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、市民、市民団体及び事業者（以下これらを「市民等」という。）と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（市民の役割）

- 第5条** 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、うるおいある豊かな環境を損なうことのないようお互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（市民団体の役割）

- 第6条** 市民団体は、基本理念にのっとり、市民の先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等を図り、環境保全活動を積極的に推進するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（事業者の役割）

- 第7条** 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境保全対策に努めるものとする。
- 2 事業者は、公害その他うるおいある豊かな環境の保全と創造に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。
 - 3 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するものとする。
 - 4 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、市、市民及び市民団体と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

第2章 うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 基本方針と環境基本計画

（施策の策定等に係る基本方針）

- 第8条** 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を策定し実施するものとする。

- (1) 健全な水循環の回復及び維持
- (2) 多様な生態系並びに自然環境の保全及び回復と動植物の保護

- (3) 都市生活型公害及び産業公害の防止及び予防
- (4) 快適環境の創造
- (5) 循環型地域社会の構築
- (6) 地球環境の保全
- (7) 環境教育及び環境学習の充実

(環境基本計画)

第9条 市長は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、市の総合計画の基本構想に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
- (2) 市、市民、市民団体及び事業者がうるおいある豊かな環境の保全と創造のために行動するうえにおいて配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、第24条第1項に規定する松阪市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(環境基本計画との整合性)

第10条 市長は、市の施策を定め、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(環境行動指針への適合)

第11条 市民等は、日常生活や事業活動において環境行動指針に従い、環境に配慮した行動に努めるものとする。

(年次報告書の作成)

第12条 市長は、毎年、環境の状況及びうるおいある豊かな環境の保全と創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2節 個別の分野における施策

(水源のかん養機能及び水の浄化作用のための森林の保全)

第13条 市は、健全な水循環を回復し維持するためには、森林の持つ水源のかん養機能及び水の浄化作用が重要であるとの認識のもと、水源のかん養機能及び水の浄化能力を高めるべく森林の保全に対し必要な措置を講ずるものとする。

(生活排水の適正処理)

第 14 条 市は、健全な水循環を回復し維持するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水の浄化に努めるものとする。

2 市は、生活排水による水質汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発に努めるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第 15 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者の策定する計画が、環境に適正に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

(歴史文化の薫る魅力ある都市景観の形成等)

第 16 条 市は、快適環境の創造のために、歴史文化遺産の発掘、保存及び活用を通じて個性あふれる町並みを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるものとする。

(廃棄物の減量及び資源化の促進)

第 17 条 市は、循環型地域社会の構築を図るため、廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第 18 条 市は、地球環境の保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識のもと、市民等と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

(地球環境保全のための行動の促進)

第 19 条 市は、市民等との協働により、それぞれの役割に応じて地球環境保全に向けた行動指針を定め、その普及に努めるとともに、この指針に従い地球環境保全に向けた行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 参画と協働のための施策

(環境教育及び環境学習の推進)

第 20 条 市は、環境教育及び環境学習の充実を図るため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の推進のための施策
- (2) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する生涯学習の支援のための施策
- (3) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する広報啓発活動
- (4) その他環境教育及び環境学習の推進のための必要な施策

2 市民及び市民団体は、うるおいある豊かな環境の保全と創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう環境教育及び環境学習に主体的に取り組むものとする。

3 事業者は、うるおいある豊かな環境の保全と創造のために環境教育及び環境学習が重要な役

割を果たすことを認識し、環境教育及び環境学習を通じて事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 21 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他のうるおいある豊かな環境の保全と創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第 22 条 市は、環境の状況及びうるおいある豊かな環境の保全と創造に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、第 20 条に規定する環境教育及び環境学習の推進並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進に必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 23 条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

第 3 章 推進及び調査体制等

(松阪市環境審議会)

第 24 条 市は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、松阪市環境審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。

- 2 審議会は、環境基本計画に関する事項その他うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する基本的事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。
- 3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民から公募した者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

(調査等の実施)

第 25 条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を策定し、適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに必要な調査及び研究を行うものとする。

(監視等の体制の整備)

第 26 条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を実効性のあるものとするため、環境に係る監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(財政措置)

第 27 条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進するために必要な財

政上の措置を講ずるものとする。

第4章 委任

第28条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成23年10月18日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

資.2 松阪市環境審議会

平成 17 年 9 月 30 日規則第 302 号

改正

平成 18 年 3 月 31 日規則第 41 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 38 号

平成 29 年 3 月 23 日規則第 11 号

松阪市環境審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松阪市環境基本条例（平成 17 年松阪市条例第 149 号）第 24 条第 6 項の規定に基づき、松阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を保持しなければならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第 5 条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の定めるところにより支払うものとする。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、環境生活部環境課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 41 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 38 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日規則第 11 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

役職	氏名	所属
会 長	富田 靖男	元三重県立博物館 館長
副会長	門 暉代司	元本居宣長記念館 館長
委 員	大西 大輔	松阪飯南森林組合 総務部長
	大橋 純郎	松阪漁業協同組合 代表理事組合長
	杉崎 清子	元三重中京大学短期大学部 教授
	竹内 直子	鵜小学校 校長
	藤門 真二	住友理工株式会社松阪製作所 所長
	牧戸 継右	元（社）三重県建築士会 松阪支部顧問
	山本 清巳	松阪農業協同組合 理事金融共済統括部長
	柴田 実	公募委員
	刀根 定良	公募委員
	中川 よし子	公募委員
	中北 喜彦	公募委員
	村田 満彦	公募委員

松阪市環境審議会意見書

平成 30 年 1 月 31 日

松阪市長 竹 上 真 人 様

松阪市環境審議会 会長 富 田 靖 男

第二次松阪市環境基本計画（最終案）に対する意見について

当審議会では、松阪市環境基本条例第 24 条第 2 項の規定に基づき、第二次松阪市環境基本計画案について、市民の立場あるいは専門的な立場からの審議・検討を踏まえ、幅広い観点と広い視野に立った多角的な面から計画全般について審議を重ねてまいりました。

先般提出されました、「第二次松阪市環境基本計画（最終案）」は、第一次松阪市環境基本計画の検証がなされており、また、審議の過程において各委員からいただきました意見・提案が反映された計画であります。特に、第二次松阪市環境基本計画案では、「自分のこと化」という視点が示されたことを大いに評価し、環境像である「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」の実現に向けて一人ひとりが意識を高めて行動を実践していくことを期待いたします。

また、第二次松阪市環境基本計画案では行政の取組目標も多く示されましたので、部局を超えて環境施策が推進されることを望みます。

資.3 松阪市環境基本計画策定委員会

平成 17 年 6 月 27 日規則第 287 号

改正

平成 17 年 9 月 7 日規則第 297 号

平成 18 年 3 月 31 日規則第 41 号

平成 23 年 3 月 25 日規則第 15 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 38 号

平成 29 年 3 月 23 日規則第 11 号

平成 29 年 5 月 11 日規則第 54 号

松阪市環境基本計画策定委員会規則

(設置)

第 1 条 松阪市環境基本条例（平成 17 年松阪市条例第 149 号）第 9 条の規定に基づき松阪市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定及び見直しをするため、松阪市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他前号の事務遂行のため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教職員関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定の日までとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長がやむを得ない理由により委員会の会議（以下「会議」という。）に出席できない場合は、あらかじめ委員長の指定する委員が委員長に代わってその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年松阪市条例第53号)の定めるところにより支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境生活部環境課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月7日規則第297号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第41号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第15号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第38号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日規則第11号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月11日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

役職	氏名	所属
委員長	岩崎 恭彦	三重大学人文学部法律経済学科 准教授
委員	西 孝	近畿大学工業高等専門学校 非常勤講師
	富田 靖男	環境審議会 会長、元三重県立博物館 館長
	竹内 直子	鵜小学校 校長
	小坂 滋子	嬉野アイリス 代表
	横田 有香	クラギ株式会社経営企画部マーケティング開発課 主任
	伊藤 寛	松阪市自治会連合会環境美化研究会 会長

資.4 第二次計画の策定経過

年月日	事項	主な内容
2017年5月23日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期松阪市環境基本計画の策定方針について ・策定スケジュールについて ・基礎調査の実施について
2017年6月16日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定にかかる基礎調査について ・第一次計画の検証および現況整理について ・第二次計画策定の考え方について
2017年7月11日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の現状と課題について ・目標の設定について ・施策体系について①
2017年8月2日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・施策体系について② ・施策の展開について①
2017年8月23日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の展開について②
2017年9月19日	第6回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進、環境にやさしい行動指針について ・計画素案について
2017年9月25日	政策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
2017年10月11日	環境福祉委員会協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
2017年11月1日 ～11月30日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
2017年11月13日	環境パートナーシップ 会議：市民・市民団体 部会、事業者部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
2017年11月28日	第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
2017年12月21日	第7回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントについて ・計画最終案について
2018年1月15日	第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画最終案について
2018年2月8日	第8回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画最終案について

資.5 第二次計画（案）に対する市民意見

以下のとおりパブリックコメントを実施し、4名の方から19件のご意見・ご要望が寄せられました。

- 対象者 市内に居住している方、市内の事業所や学校などに通勤・通学している方、市内に事務所などがある企業および団体など。
- 募集期間 2017(H29)年11月1日(水)から2017(H29)年11月30日(木)まで。
- 閲覧方法 市ホームページにて素案の閲覧およびダウンロード。また、市役所(第4別棟環境課、第3別棟文書・情報公開係)、各地域振興局(地域住民課)において素案の閲覧。
- 意見提出方法 記入用紙に住所、氏名、年齢、性別、連絡先を明記の上、環境課まで直接持参、郵送、FAXまたは電子メールにて提出。

提出いただいたご意見とご意見に対する見解は次のとおりです。

No	計画記述箇所	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	P4	計画期間は10年で、5年を目途に見直しを検討すると表記があるが、環境関連の技術革新のスピード感や総合計画や市長の環境政策を入れ込む必要もあり、期間は10年でなく5年として、きっちり評価して次の計画に活かし、PDCAが市民に見える形になることを期待する。	本計画は、10年間を計画期間とする松阪市総合計画基本構想に即したものであり、中長期的な視点に立った基本計画であるため、計画期間を10年間としています。しかし、ご意見にあるように、環境関連の技術革新のスピード感や総合計画との整合性にも配慮し、おおむね5年後を目途に見直しを検討していきます。
2	P4	P4に「環境行政の究極目標である『持続可能な社会』を…」とあるので、分野別の環境目標を横断する目標として「電気の地産地消率」を掲げることで、エネルギー循環の先進都市としてのPRにもなり、観光にも結びつくのではないかと。また、市民の環境意識の向上にもつながるのではないかと。	持続可能な社会は記載のある各分野を統合的に達成した姿であり、これを評価する環境目標の設定は難しいため、分野毎に分かりやすい環境目標の設定を行っています。
3	P16	資源化の定義が陳腐化している。松阪クリーンセンターが誕生し、まさに「ごみのリサイクル」そのものであり、稼働後は資源化率が上がっているはずである。ゴミがエネルギー源となり電気を発電していることをもっと発信すべきである。	国(環境省)は、一般廃棄物行政施策の基礎調査とするため、毎年一般廃棄物処理事業実態調査を実施しており、資源化の定義(資源化率の算出)はこれに即しています。資源化率の推移はP16の図のとおりとなっており、発電はごみ焼却の余熱を利用しているもので、ここではごみ・リサイクルに関する現状を整理しています。
4	P17	公共下水道だけが表記されているが、生活排水処理は下水道だけでなく、浄化槽や農業集落排水処理も松阪市にはあるので、全体を表示すべきである。間違った5知識を市民に与えてしまう。	ご意見を踏まえ、冒頭に本市の生活排水の全体像を記載します。

No	計画記述箇所	意見の内容	意見に対する市の考え方
5	P19	9年前の「松阪市新エネルギービジョン報告書」のデータが記載されている。この項目は「新エネルギーの導入」であるため、松阪クリーンセンターの状況や新会社との進め方、また稼働しているバイオマスや太陽光、風力発電の状況を記載すべきである。また、「松阪市新エネルギービジョン」は更新すべきである。	ご意見を踏まえ、記載内容を見直します。また、「松阪市新エネルギービジョン」については、今のところ更新の予定はありません。
6	P20	「松阪市環境パートナーシップ会議」を「松阪市環境パートナーシップ」としてはどうか。「会議」がメインではなく、「松阪市の環境を改善していくパートナー」を広めていくことが目標であり、会議には参加出来ない方も多い。例えば、商店の方も「松阪市環境パートナー参加店」等、PRにも結びつくし、個人には「松阪市環境サポーター」等と会員証で地域連携も出来たりするので、名称の変更をこの際、実行すべきである。	「松阪市環境パートナーシップ会議」の名称については、松阪市環境パートナーシップ会議で検討されるものと考えます。
7	P22	環境目標の達成状況について、目標値は平成 29 年度であるのに達成状況では平成 27 年度と 2 年前の数値を表示して評価をしている。P 32 の第二次計画の環境目標に第一次計画と同じ環境目標があり、現状値として平成 29 (2017) 年度の数値を示しているのに、何故第一次計画の評価では最新データを掲載していないのか。	達成状況の評価を行った時点では平成 27 年度の値が最新であり、その後、環境審議会での審議を経て平成 28 年度の値が確定したため、最新の値に差し替えます。ただし、1 人 1 日当たりのエネルギー消費量については、注釈にあるようにデータ元が異なるため、単純に比較することはできません。
8	P28,33	P28 に「うるおいある豊かな環境」の定義が書かれており、ここに含まれるキーワードを抜き出すと「人と自然の調和」「独自の歴史と文化」「市民の健康」「安全・快適・文化的な生活」になると考える。これらのキーワードを P33 の施策体系図の「環境像」と「分野別ビジョンと基本方針」の列の間に入れ込むと、「環境像」と「分野別ビジョン・・・」の橋渡しになり、理解し易いと思う。	計画では、「自然共生」「安全安心・快適」「資源循環」「低炭素」「地域・人づくり」の 5 つの環境分野を環境の範囲としています。分野別ビジョンについては、環境像を上記 5 分野（「自然共生」についてはさらに 2 つに分割）毎に具体的なまちの姿をイメージしたものに なります。
9	P32	目標値は数値化した方がよい。	ご意見を踏まえ、目標値について数値化できるものは数値化します。
10	P33	P33 施策体系図の分野別ビジョン「…みんなで協力して行動できるまち」の「…松阪の姿…」は、「…松阪の環境…」という言葉を使う方が環境関連の施策に関わる体系図に馴染むと思う。	ご意見を踏まえ、「…松阪の姿を…」を「…松阪の環境を…」に修正します。

No	計画記述箇所	意見の内容	意見に対する市の考え方
11	P53～67	○環境教育の推進について ・小学校、中学校の社会科等のカリキュラムに循環型社会の構築を取り上げる。 ・循環型社会の構築に関する環境教育を実施している学校数を計上する。例えば、「私の町」「私たちの水」「身近な動物、植物」「私達の暮らし」「私達の食べ物」「私の家の不要物」「お父さん、お母さんの会社（勤め先）の不要物」「松阪の産業」「家庭から出るごみと会社からでるごみ」「ごみのリサイクル」「世界の産業」「貿易」「世界の廃棄物」など。	循環型社会の構築に関する環境教育については、市内全校で実施している環境教育の1分野として、今後も継続して取り組んでいきます。
12	P53～67	○環境学習の推進について ・県や市の専門家による出前講座の開催（循環型社会をよりよく理解するために） ・中間処理業者、最終処分業者による市民講座の開催（コンプライアンス遵守のために） ・市内の企業・工場や団体の環境活動のPRや紹介（活動状況の実績把握）	市の出前講座として、「ごみ減少と3R」をテーマとした講座を登録しており、要請に応じ随時出前講座を開催しています。また、三重県環境学習情報センターに協力を仰ぎ、環境講座を開催しています。 事業者による市民講座については、P78事業者の行動指針にも示して取組を依頼しています。計画の周知とともに、環境教育・環境学習の機会を充実していただくよう自分のこと化に追加します。 生ごみ堆肥化を行う市民団体と協力し、講座を開催することで、活動を紹介し、家庭でできる生ごみの堆肥化の普及を行っています。
13	P54	「ごみの分け方・出し方に関するパンフレット」や「3Rに関する環境講座」については、多言語対応にすることを目標に入れた方が良い。	ごみ収集カレンダーやごみ分別ガイドブックなどは、日本語の他に英語、中国語、フィリピン語、ポルトガル語を作成し、配布しています。ごみの分別についての出前講座を人材派遣会社や自治会と協力して外国人対象にも行っています。
14	P59	施策①の「適切な情報媒体を…」の「適切な」の言葉がよく分からない。	市民や事業者がそれぞれ利用しやすい情報媒体を活用して行動事例を見ていただきたいという趣旨であるため、「適切な」は「多様な」に変更します。
15	P63	環境目標について、目標値が1,000人となっているが、割合（受講生/全児童数）でも示した方が良い。	将来的な母数の把握が難しいため、年次報告の中で取り扱うこととします。

No	計画記述箇所	意見の内容	意見に対する市の考え方
16	P63～68	<p>分野別ビジョン 6「20年・30年先の松阪の姿を考え、みんなで協力して行動できるまち」の環境目標に環境学習や講座の目標のみが設定されている。第一次計画では「松阪市環境パートナーシップ会議の会員数の増加」の環境目標があり、目標値には届かなかったものの、徐々に市民・団体等に広がってきていると感じる。分野別ビジョン 6では、市民や団体で松阪の環境を考え、みんなで協力して4施策を推進していくこととしており、まさにこの目標をトップに位置付けるべきである。</p> <p>また、松阪市3Rサポーターの登録者数を増やすという課題も記載しているので、これも環境目標に掲げて取り組んでいくと良い。環境学習講座は1回限りであり、それよりも地道な毎日の市民・団体の環境活動こそ、環境目標として明示して推進していくべきと考える。</p>	<p>分野別ビジョン 6では、子どもから大人までへの環境教育・環境学習の推進により、市民全体の環境に対する意識が向上し、それによって行動につながっていくということを見据えて、2つの環境目標を設定しています。会員数の増加は、みんなで協力して行動できるまちへの1つの手段であり、今回の計画では環境意識の向上を目標として設定していることから学習の受講者数を目標としたものです。</p>
17	P66	<p>○環境情報の集積について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内企業や団体の環境活動情報の収集と集積 	<p>松阪市環境パートナーシップ会議などの活動を通じて、市内企業や団体の環境活動情報の収集と集積に取り組んでいきます。</p>
18	P66	<p>○環境アドバイザー専門員の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ会議に市民、専門家などのサポート参加を募る。 ・従来の啓発Gは会員同士の啓発活動となっていたが、市民を対象に行う。 	<p>松阪市環境パートナーシップ会議に対するご提案と考えますので、松阪市環境パートナーシップ会議で検討されるものと考えます。</p>
19	P70,71	<p>○表彰制度の新設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境ポスター等（省エネ、食品ロス、環境フェア、学校環境デー、地球温暖化防止、動物愛護デー、みどりのカーテン等）の発表及び表彰 ・小学校、中学校、高校の環境活動に関する発表及び表彰 ・地域の環境活動に関する発表及び表彰 	<p>環境活動などに関する表彰制度については、既に「ごみ減量・3Rを推進する標語入りポスター」「緑のカーテンコンテスト（松阪市環境パートナーシップ会議主催）」として取り組んでおり、新設については環境保全意識の周知や啓発などの必要に応じて検討していきます。</p>

第二次松阪市環境基本計画

発行年月／2018年2月

発行／三重県松阪市

編集／松阪市環境生活部環境課

〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1

TEL 0598-53-4425

FAX 0598-26-4322

